

自主防災会 避難編

# 災害時対応マニュアル

自助

近助

共助

2019年12月15日

作成:大原自治振興会

協力:甲賀地域ご近所福祉協議会

指導:甲賀市危機管理課

参考資料

- 一般社団法人能登川地区まちづくり協議会資料
- 消防庁マニュアル
- 滋賀県避難マニュアル
- 甲賀市防災マップ、危機管理課HP
- 甲賀市災害時要支援者避難支援計画(個別計画)作成ガイドライン

# はじめに

---

大原自治振興会の防災円卓会議で、地域の自主防災組織の災害時に実効ある活動ができるためのマニュアルが必要ということになり、防災プロジェクトチームが担当することになりました。従って、本マニュアルは、地域住民が地域の避難所まで避難できるよう、自主防災会が対策を講じるためのものです。

表紙の**近助**という言葉は、地域の自治会等の範囲(共助)よりも、更に小さい、向こう三軒両隣に該当する範囲で助け合う仕組みで、地域の自主防災活動においても近助の考え方が基本となるべきものと思います。

第2章の発災時の基本行動に例示の**区長・民生委・防災士、●情報伝達・とるべき行動確認**とありますが、一般の組織で3役と呼ばれる人に該当します。地域(区)の環境や構成人員の特性により異なりますが、災害時に住民に適切な避難ができるようにする実働可能な組織(区の防災トップ陣)であることが必要条件です。

災害が予知される時点で、区の防災トップ陣は、地域の避難所をいつ開設するか、自助が困難な要配慮者の支援、防災体制等について確認し、迅速な行動がとれることが必要で、区長や副区長(代理)だけでは、十分な対応ができません。自主組織体制に強力な防災組織と防災トップ陣を組織することが必要です。

本マニュアルでは近助を焦点に置きましたが、住民に最大限自助ができる対策を講じることは、最重要であることは言うまでもありません。

# 目次

---

## 基本行動

1. 区長の任務
2. 発災時の基本行動
  - 1) 突然地震が起こったら(共助)
  - 2) 豪雨台風がやってきたら(共助)
  - 3) 避難弱者の支援
3. 日頃の備え
  - 1) 避難場所の確認・確認
    - 指定緊急避難場所(大原地域)
    - 指定避難所(大原地域)
    - 福祉避難所(甲賀地域)
  - 2) 避難行動支援体制
  - 3) 安否確認体制

## まとめ

## 詳細説明

1. 避難
  - 1) 地震災害編(自助、共助)
  - 2) 水害・土砂災害編(自助、共助)
2. 避難弱者の支援
  - 1) 避難行動要支援者名簿
  - 2) 避難行動要支援者同意者名簿
  - 3) 実効ある個別計画の必要
  - 4) 個別計画とは
  - 5) 名簿提供同意方式・個別計画作成の現状
  - 6) 要支援者同意者名簿登録推進の改善例
  - 7) 要支援者同意者名簿登録の改善例
  - 8) 個別計画は何のために、誰が、どのようにして作成するのか
  - 9) 個別計画を地域で推進するために

- ①個別計画作成の再確認
- ②個別計画作成における重点事項
- ③個別計画作成ここがポイント！
- ④個別計画作成例
- ⑤個別計画作成における重点事項

## 10) 医療・福祉サービス利用者の個別計画

## 11) 情報弱者への情報伝達

### 3. 安否確認

#### 事例

- ・ 近助による避難助け合い
- ・ 近所づき合いが少ない所や区自治会のない所の避難助け合い
- ・ 西日本豪雨災害から見えた近助による避難 助け合いのススメ
- ・ 西日本豪雨災害から見えた要支援者との対話のススメ

### 4. 実効ある避難指示系統

### 5. 個別計画と命のバトン

## 学習・訓練

### 1. 防災マップでの学習

### 2. 図上訓練

- ① 家庭内DIG・・・自助のために各家庭で

- ② 水害・土砂災害DIG
- ③ 地震DIG
- ④ 避難行動訓練EVAG
- ⑤ クロスロード

## 参考資料

- ・ 避難勧告等の対象とする区域
- ・ 市の情報伝達例(風水害)
- ・ 防災訓練のためのテキスト・参考資料
- ・ 地域防災計画、訓練等の相談先
- ・ 避難体制現状アンケート
  - 防災達成目標の設定
  - 佐山学区内防災・避難活動の現状
  - 大原学区内防災・避難活動の現状
  - 油日学区内防災・避難活動の現状
  - 甲賀町防災・避難活動の現状
  - 各区防災・避難活動の現状
- ・ 自助 家族で防災 点検⇒改善

# 実効ある避難体制構築のために

いつか来る大災害、  
いつかやる防災対策  
それじゃ遅い



## 西日本豪雨

# 真備死者8割「要支援者」

## 個別の避難計画なし

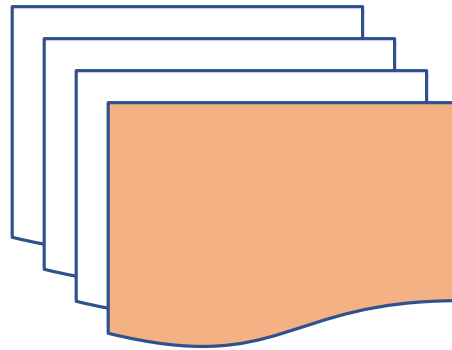
西日本豪雨で浸水被害が起きた岡山県倉敷市真備町で、市が身元を確認した死者50人のうち約8割の42人が、避難に困難が伴う高齢者や障害者を市がリスト化した「避難行動要支援者名簿」に掲載されていたことがわかった。国は名簿に基づき、一人一人の支援役や避難手段を決めておく「個別計画」の策定を促しているが、倉敷市では未策定で、避難に役立てることができなかったケースが多かったとみられる。(関連記事33面)

要支援者名簿は、多くの「避難の呼びかけや安否確認」一載者は今年5月末時点で9災害弱者が犠牲になった東 などに活用してもらう目的 万9665人。42%の4万日本大震災を教訓に、20 だが、国は実効性を持たせ 1436人が住所や電話番号13月の災害対策本部で、この個別計画の策定を促すこととされた。

の負担が大きい「などとして、積極的に策定を進めてこなかった。

# 基本行動

---



# 1. 区長の任務

---

- ・自治会住民の命を守るために陣頭指揮を執る
- ・発災から72時間は公的救助が望めない

そのために、日頃から備えておく

## 《ルール決めと反復訓練》

- 情報の収集と伝達方法の設定と訓練
- 情報は何時も最新版でなければ価値はない
- 住民の安否確認方法の設定と訓練
- 避難弱者の支援方法の設定と訓練

## 2. 発災時の基本行動

---

- **情報伝達**：市からの情報を正確かつ迅速に住民に伝える、又は伝わっているか確認する。
- **避難措置**：住民に対し適切な避難・安否確認などの措置を講じる



# 1) 突然地震が起こったら

---



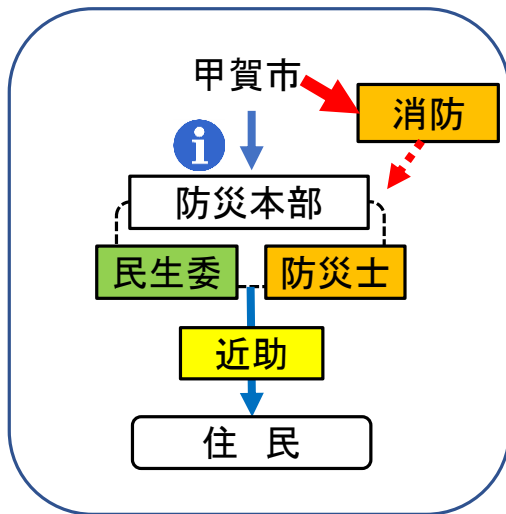
# 震度4

甲賀市 → 

区長（自主防災本部）  
民生委員・児童委員

## 警戒体制

- 情報伝達・とるべき行動確認
- 地域内の被害情報収集を開始



組織例

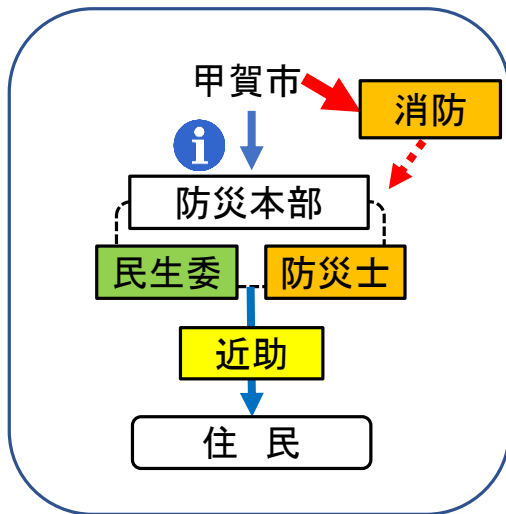
# 震度5以上(1)

甲賀市 → 

区長(自主防災本部)  
民生委員・児童委員

## 避難場所開設

- 情報伝達・とるべき行動確認
- 地域内の被害情報収集開始



組織例

支援者: 民生委員、近所など

# 震度5以上(2)

甲賀市 →  


区長(自主防災本部)  
民生委員・児童委員

## 避難場所開設



- 自主防災組織各班の任務
  - ・防災倉庫から資機材搬出
  - ・初期消火・救出・救助・救護活動
- 安否再確認・避難支援

## 2) 豪雨台風がやってきたら

---



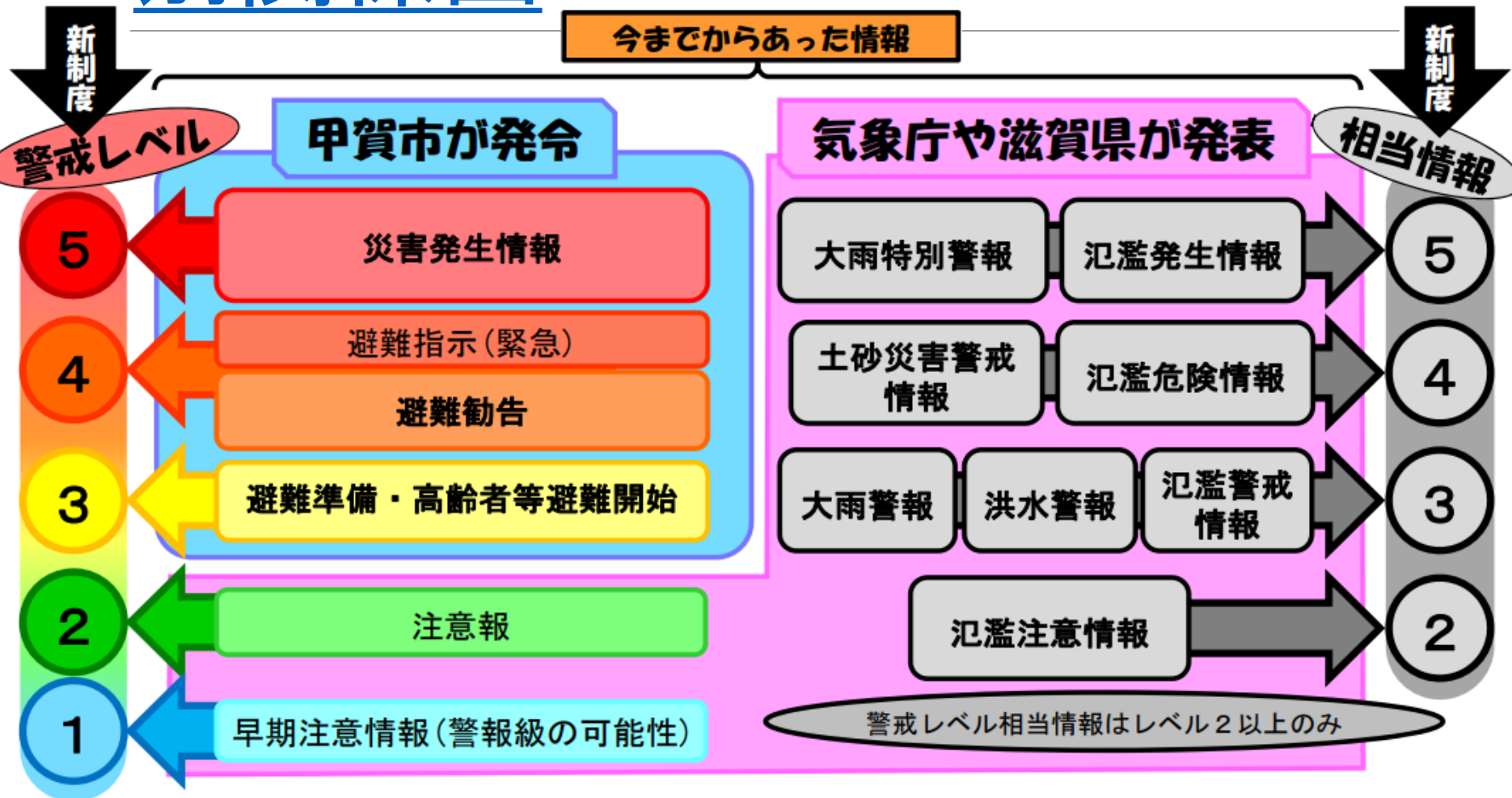
# 警戒レベル・とるべき行動

危険度	警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁情報等
高い   低い	5	命を守る最善の行動 既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報	氾濫発生情報 大雨特別警報
	4	<b>全員避難</b> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。	<b>避難指示 避難勧告</b> (災害対策本部設置)	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
	3	<b>高齢者等避難</b> 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	<b>避難準備・ 高齢者等避難 開始</b>	大雨警報 氾濫警戒情報 洪水警報
	2	ハザードマップ等で 避難行動の確認		大雨注意報 洪水注意報
	1	心構えを高める		早期注意情報

直連動ではない

直連動

# 「警戒レベル」等の発出主体別関係図



# 避難行動について

## 1. 水平避難

避難所や別の安全な場所へ避難すること



## 2. その場に留まる

避難情報が発表されても、無理にその場から移動しない



## 3. 垂直避難

建物がすでに浸水した時に高い所へ避難すること

(ウェザーニューズより引用)

自助における適格な自己判断力を日頃から身につけ、また、避難場所や経路、方法を家族で確認しておく必要がある。



# 警戒レベル1

## 早期注意情報

区長（自主防災本部）  
※民生委員・児童委員等

- 早期に本部の情報報伝達・とるべき行動を確認しておく。
- ※ 民生委員・児童委員など避難弱者の把握者

## 注意報

---

区長（自主防災本部）  
民生委員・児童委員等

### 自宅待機

- 情報報伝達・とるべき行動確認
  - ・自主防災本部内での確認
  - ・防災マップ等の利用

# 警戒レベル3

## 避難準備・高齢者等避難開始

甲賀市 → 

区長（自主防災本部）  
民生委員・児童委員

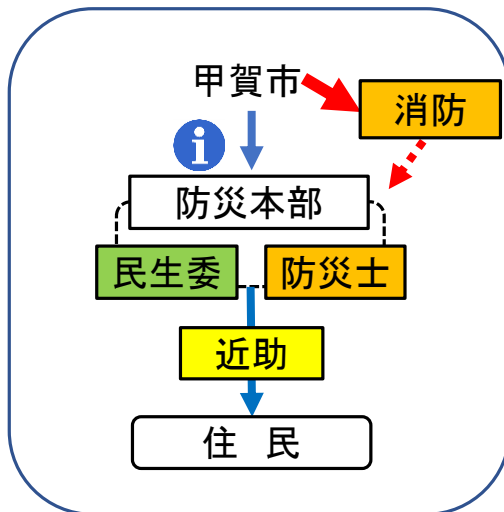
### 避難場所開設

- 情報報伝達・とるべき行動確認
- 支援者との行動確認

○ 要支援者への情報理解を確認

### 避難弱者を避難開始させる

- 河川の水位や土砂災害の起こり得る状況を判断し、避難支援する



組織例

## 避難勧告

甲賀市 → 

区長（自主防災本部）  
民生委員・児童委員

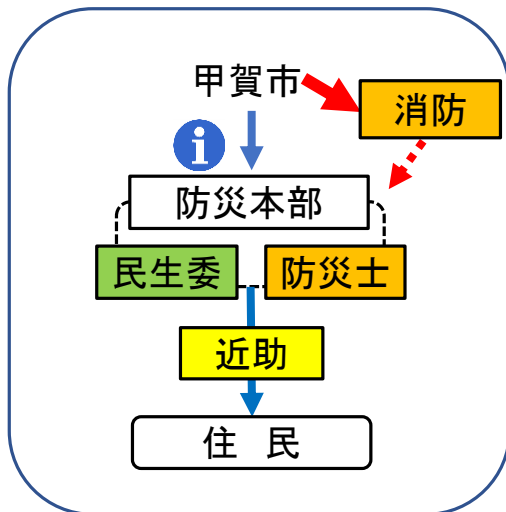
### 避難所開設

- 情報報伝達・とるべき行動確認
- 支援者との行動確認

○ 要支援者への情報理解を確認

### 住民の避難準備、避難開始

- 河川の水位や土砂災害の起こり得る状況を判断し、避難支援する



組織例

## 避難指示

甲賀市 → 

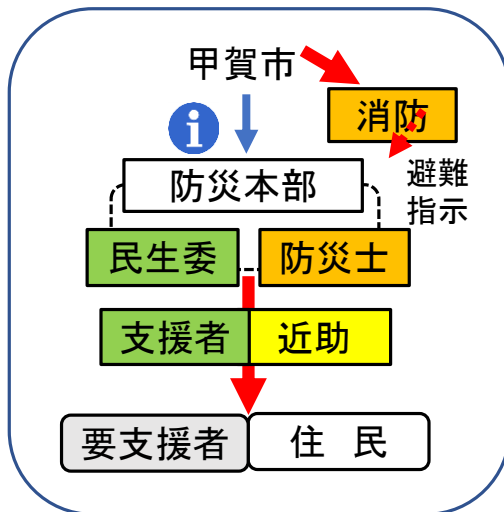
区長（自主防災本部）  
民生委員・児童委員

### 避難場所開設

- 情報報伝達・とるべき行動確認
- 支援者との行動確認
- 要支援者への情報理解を確認

### 住民を避難させる

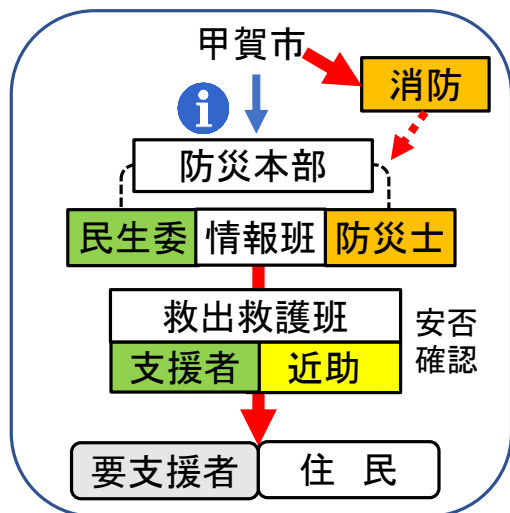
- 住民を避難させる
- 要支援者の避難を支援する



組織例

# 災害発生直後

区長（自主防災本部）  
民生委員・児童委員

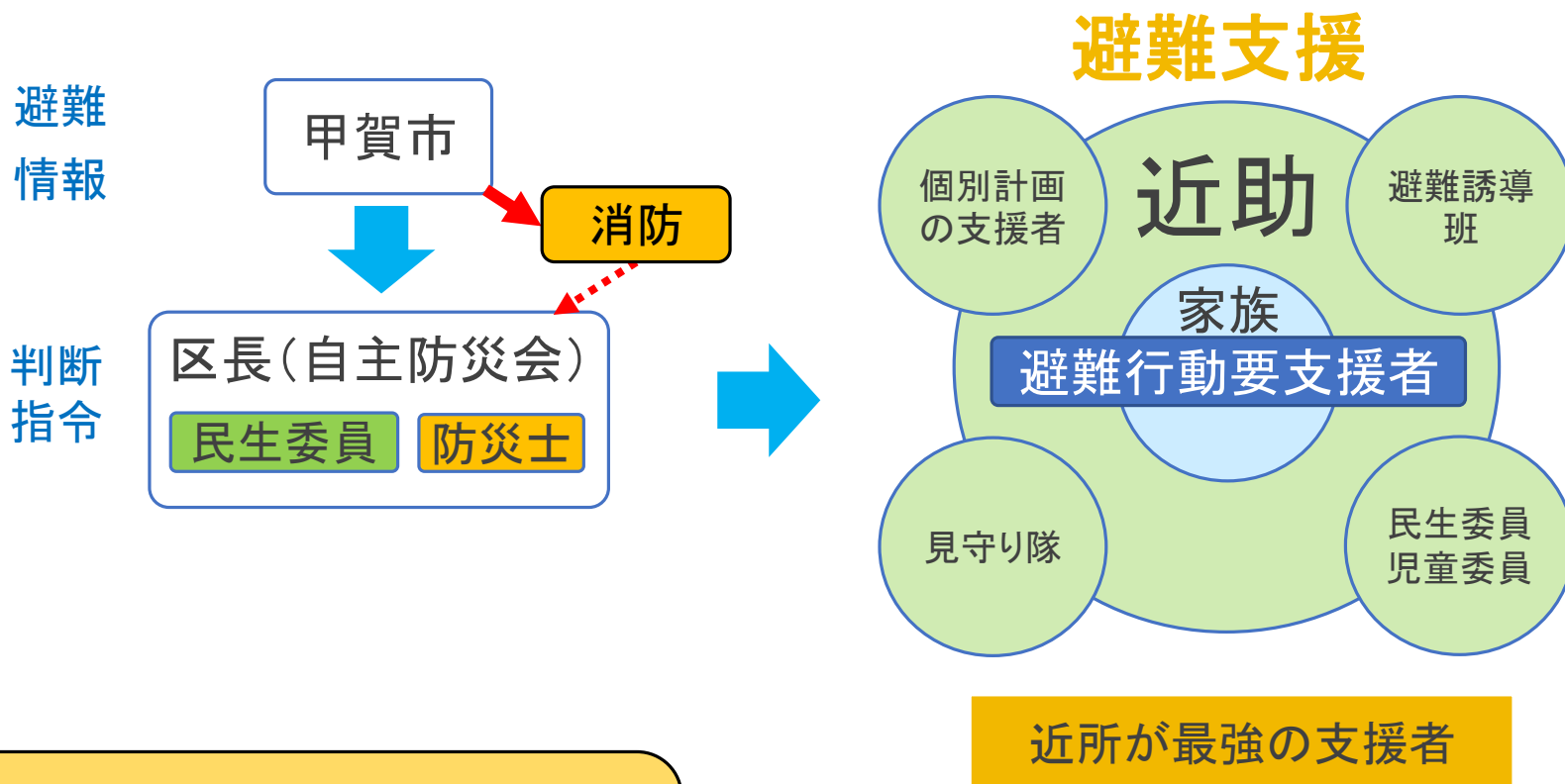


組織例

## 自主防災活動本格開始

- 情報伝達、取るべき行動の確認
- 安否確認・被害確認
- 救出救護活動・専門家の参加
- 水防活動、地域内パトロール

# 3) 避難弱者の支援



どんな支援が必要か、要支援者と支援者(近所を中心に複数)とで、よく話し合っておくことが必要

# 3. 日頃の備え

---

## 災害発生～避難場所（公民館など）開設

- 1) 避難経路・場所の確認…地震時、風水害時
- 2) 避難弱者支援対策 …自力避難できない人の対策  
（避難経路の確認、避難ツールの利用など個別計画作成）
- 3) 安否確認体制 …要援護者を含む住民リスト  
（台帳や地図で安否確認）



# 1) 避難場所の確認・確認

- 地震時と風水害時の場所を住民が確認するよう促す



避難場所が災害により異なる  
場合の確認

- 地震時は〇〇集会所
- 水害時は△△公民館

# 指定緊急避難場所(大原地域)



ひなんばしょ  
避難場所  
Safety Area

指定緊急避難場所とは・・・

- ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるために一時的に避難する場所で、「洪水・土砂災害・地震」に分けて指定しています。
- ・これまでの一次避難所を基本としています。

区・自治会	開設基準	留意事項	施設・場所名	所在地	施設管理者	対象とする 異常な現象の種類				想定収容人数 (屋内:2㎡あたり1人) (屋外:1㎡あたり1人)		緊急避難場所との重複	
						連絡先	外線	洪水内 水氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	屋内		屋外
櫛野	全域		櫛野いこいの家	甲賀町櫛野1129	地元区・自治会等	53-5360 (有線)		○	○	○	61	100	
神	全域		里山かむら交流館	甲賀町神1733	甲賀市	88-2539		○	○	○	172	1,100	
大原上田	全域		大原上田公民館	甲賀町大原上田1390	地元区・自治会等	88-4443		○	○		157	970	
	全域		ふれあい広場	甲賀町大原上田1516	地元区・自治会等	-			○		0	1,050	
大久保	全域		大久保営農センター	甲賀町大久保675	地元区・自治会等	88-6200		○	○	○	170	2,000	
大原中	1~6組		大原中公民館	甲賀町大原中540	地元区・自治会等	70-2003		○	○	○	150	60	
	7~10組		大原中7・8組集合所	甲賀町大原中1122-2	地元区・自治会等	-		○	○	○	64	200	
	11~12組	地震・土砂災害は 大原中公民館へ	大原中11・12組集合所	甲賀町大原中33-124	地元区・自治会等			○			50	50	
拝坂	全域		拝坂草の根ハウス	甲賀町拝坂833-75	地元区・自治会等	88-6051		○	○	○	187	2,171	
鳥居野	全域		鳥居野コミュニティセンター	甲賀町鳥居野1518	地元区・自治会等	88-5797		○	○	○	187	250	
相模	全域		草の根ハウス相模会館	甲賀町相模848	地元区・自治会等	70-3048		○	○	○	123	2,294	
大原市場	第1小組合		夫婦池ハウス	甲賀町大原市場20-1	地元区・自治会等	70-3022		○	○		45	7,000	
	第1小組合以外 の全域		大原市場公民館	甲賀町大原市場480	地元区・自治会等	88-3717		○	○		350	1,000	
	全域		大原市場 公園	甲賀町大原市場480	地元区・自治会等					○	0	100	
高野	全域		高野公民館	甲賀町高野718-1	地元区・自治会等	88-6860		○	○	○	173	0	

# 指定避難所(大原地域)



◎指定避難所とは・・・

- ・災害により家に戻れなくなった市民等が避難生活を送るための施設です。
- ・これまでの二次避難所・広域避難所を基本としています。

区・自治会	留意事項	開設基準	施設・場所名	所在地	施設 管理者	管理担当 連絡先	対象とする 異常な現象の種類			想定収容人数 (屋内:2㎡あたり1人) (屋外:1㎡あたり1人)		緊急避難 場所との 重複
						外線	洪水内 水氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	屋内	屋外	
櫛野、神、大原上田、 大久保、大原中(1～ 6組)		第1次開設	大原小学校	甲賀町大久保1000	甲賀市	88-2049	○	○	○	464	6,766	
大原中(7～12組)、 拝坂、鳥居野		第1次開設	甲賀中学校	甲賀町相模128	甲賀市	88-2134	○	○	○	345	12,024	
相模、大原市場		第1次開設	甲賀農村環境改善セン ター	甲賀町相模846	甲賀市	88-3144	○	○	○	233	0	
高野		第1次開設	甲賀共同福祉センター	甲賀町相模124-7	甲賀市	88-2190	○	○	○	112	0	
		第2次開設 (不足時対応)	甲賀中央公園体育館	甲賀町相模124-7	甲賀市	88-2190	○	○	○	578	0	
	地震時は使用 できない。	第2次開設 (不足時対応)	甲賀体育館	甲賀町相模151-1	甲賀市	88-2190	○	○		600	0	
		第2次開設 (不足時対応)	大原にこにこ園	甲賀町大久保952	甲賀市	88-3268	○	○	○	330	3,320	
		第2次開設 (不足時対応)	甲賀保健センター	甲賀町大久保507-2	甲賀市	88-6556	○	○	○	150	0	
		第2次開設 (不足時対応)	甲賀大原地域市民セン ター	甲賀町相模173-1	甲賀市	88-4101	○	○	○	1,027	0	

# 福祉避難所(甲賀地域)

災害発生

指定避難所

福祉避難所

## ◎災害時の福祉避難所について

高齢者で特別な援助が必要な方や障がいのある方などについては、大規模災害発生時に一般的な避難所で長期間生活することは、健康面、精神面で大きな負担となります。そのため市は、市内の特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、デイサービスセンターなどを運営される社会福祉法人や特定非営利活動法人(NPO)との間で、「災害時の福祉避難所として施設を使用することに関する協定書」を締結しています。

## ◎福祉避難所への避難の流れ

避難にあたっては、身の安全の確保を最優先とし、まず指定緊急避難場所や指定避難所に避難してください。

災害が発生した時に、必要に応じて福祉避難所を開設します。

指定緊急避難場所や指定避難所に避難してから聞き取り調査などを行い、避難された要配慮者の体の状態や介護などの状況によって、受け入れる施設とも協議を行い、福祉避難所へ避難する人を決定してから避難可能となります。

※福祉避難所は、最初から避難所として利用されるものではなく、災害時の避難者の状況に応じて開設される避難所となります。

留意事項	施設・場所名	所在地	施設管理者	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類			想定収容人数	
				外線	洪水内水氾濫	崖崩れ土石流地滑り	地震	短期受入 (概ね1週間以内)	長期受入 (概ね1ヶ月以内)
	デイサービスセンターすこやか荘	甲賀町大原中355	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	88-5245	○	○	○	40	30
土砂災害警戒区域のため、土砂災害の可能性が高まった場合は使用できない。	特別養護老人ホーム 甲賀荘	甲賀町大原中904	社会福祉法人 甲賀会	88-5723	○		○	10	5
	甲賀荘短期入所 生活介護事業所	甲賀町大原中904	社会福祉法人 甲賀会	88-5723	○		○		
	甲賀荘デイサービス センター	甲賀町大原中904	社会福祉法人 甲賀会	88-5723	○		○		
	高齢者グループホーム かふかの里	甲賀町大原中1161	社会福祉法人 湖青福祉会	88-8177	○	○	○	2	
	かふかの里デイサービス センター	甲賀町大原中1161	社会福祉法人 湖青福祉会	88-8177	○	○	○		

## 2) 避難弱者支援体制

- 自力避難できない人の対策  
(避難支援者、避難経路の確認、避難ツールの利用)

避難支援者



避難行動  
要支援者

誰が誰に  
どんな支援をするか  
個別計画の作成



# 3) 安否確認体制

要配慮者を含む住民リスト

迅速に確認できる体制の構築

- ・台帳、災害福祉マップ、防災地図
- ・隣保組、近助グループ
- ・ご近所情報  
(最詳、最新、非文書)

作成  
推進

管理

## 世帯台帳

安否確認に必要な  
情報のみ記載

自治区

民生・福祉会

全世帯

自治区

# まとめ

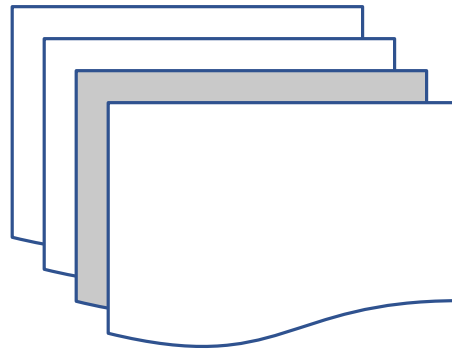
---

- 避難訓練は、命の問題として地域の最優先課題
- 避難行動支援計画は、法律で定められた必須項目
- 安否確認は、世帯台帳とご近所情報(口頭)が必要

- ☑ 個別計画は 個人情報のある壁があっても可能な限り進める
- ☑ どのような支援が必要かを当事者と話し合って進める
- ☑ 福祉組織と連携し、地域の自主防災組織を動かす
- ☑ 近助の精神(仕組み)を生かす

# 詳細説明

---





# 1. 避難

---

1. まずは、安全な地域の避難場所に逃げます。

避難場所：緊急避難場所＝区の公民館など            ⇨ P26

2. 避難生活をする場合は、避難所に移ります。            ⇨ P27

避難所   ：指定避難所＝大原小学校、甲賀中学校、  
甲賀農村環境改善センター、甲賀共同福祉センター、  
甲賀中央公園体育館、甲賀体育館、大原にこにこ園、  
甲賀保健センター、甲賀大原地域市民センター




# 本マニュアルでの用語(短縮)

---

- 防災本部: 自主防災会の役員。会長は、基本区長
- 支援者 : 避難行動要支援者名簿にある支援者  
民生委員・近所・見守り隊等発災時の避難支援  
関係者、「近助」
- 要支援者: 避難行動要支援者(避難弱者)
- 近助 : ご近所同士(数件からなる隣保組)が助け合う、  
向こう三軒両隣の互助
- 専門家 : 医療関係者・土木建築業者など地域の人材

# 1). 地震災害編

参考：消防庁マニュアル・滋賀県避難マニュアル・甲賀市防災マップ

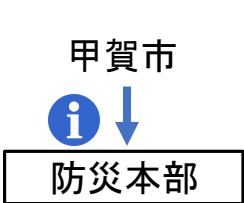
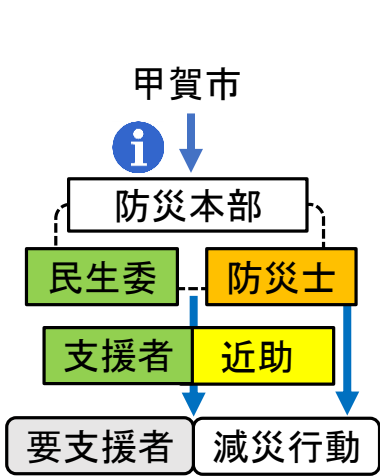
分	状況	自助	自主防災組織(近助・共助)		
		行動	行動	対応・支援者	組織関連図
0	地震発生！	<ul style="list-style-type: none"> <li>どこにいてもまず落ち着いて、冷静に身の安全を守る。</li> <li>・慌てて外に飛び出すのは危険</li> <li>・机の下に潜る、布団やクッションで頭を保護する。</li> </ul>	<p>地震発生から揺れがおさまるまでは自助です。防災を自分のこととして捉え、日頃の備えが大切です。</p>   		
1	揺れがおさまった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火の始末(ガス元栓を閉める、電気のブレーカーを落とす、出火しても落ち着いて初期消火)</li> <li>・家の中でも靴を履く</li> <li>・家族の安否を確認</li> <li>・脱出口を確保する。</li> <li>・土砂災害危険地域は即避難!</li> </ul>			

分	状況	自助	自主防災組織(近助・共助)		
		行動	行動	対応・支援者	組織関連図
3		<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏電、ガス漏れ、余震に注意</li> <li>・隣近所に声をかける。</li> <li>・近所で火は出ていないか?</li> <li>・受話器を元に戻す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.隣近所で助け合い</li> <li>・行方不明者や負傷者はいないか?</li> <li>・要援護者は大丈夫か?</li> </ul>	1.近助	
5	揺れがおさまった後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオをつけ、震度、震源、被害状況、ライフライン情報を収集</li> <li>・電源は使わない。</li> <li>・警察や消防への緊急通報以外、電話は使わない。</li> <li>・ガス、水道、電気の点検</li> <li>・落下物、落下しそうな物に注意</li> <li>・避難の準備をする。(すぐに避難が必要か判断)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>1.震度4:警戒態勢</b></li> <li><b>2.震度5以上:避難場所を開設</b></li> <li>3.情報伝達・とるべき行動確認</li> <li>4.地域内の被害情報収集を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.防災本部</li> <li>2.防災本部</li> <li>3.防災本部</li> <li>4.情報班 近助</li> </ul>	

分	状況	自助	自主防災組織(近助・共助)		
		行動	行動	対応・支援者	組織関連図
10	火災・倒壊家屋・負傷者発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「火事だ!」と周囲に知らせる。</li> <li>・みんなで消火活動!</li> <li>・みんなで救出救助活動!</li> <li>・みんなで応急救護活動!</li> </ul> <p>* 個々の人の能力に応じて活動。無理してはいけない。</p>	<b>自主防災活動を本格展開</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報伝達・とるべき行動確認</li> <li>2. 自主防災組織各班の任務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災倉庫から資機材搬出</li> <li>・初期消火</li> <li>・救出・救助・救護活動</li> </ul> </li> <li>3. 安否再確認・避難支援</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災本部</li> <li>2. 自主防災会の各班</li> <li>3. 近助・支援者</li> </ol>	

# 2) 水害・土砂災害編

参考: 消防庁マニュアル・滋賀県避難マニュアル・甲賀市防災マップ

状況	個人(自助)	自主防災組織(近助・共助)		
	行動	行動	対応・支援者	組織関連図
注意報	<p>■ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難情報や避難勧告・指示に備えて行動する。</p>	<p>1. 自宅待機 情報伝達・とるべき行動確認</p>	<p>1. 防災本部</p>	
警報	<p>■地域の災害状況(水位、土砂災害の前兆現象)に注意し、異常があれば自主避難する。</p>	<p>1. 避難場所を開設(公民館等) 2. 情報伝達・とるべき行動確認 3. 要支援者に情報を確認する。 4. 必要に応じ早期に土嚢積み等の減災行動</p>	<p>1. 防災本部 2. 防災本部・民生委員・防災士 3. 支援者・近所 4. 防災士・近所</p>	

状況	自助	自主防災組織(近助・共助)		
	行動	行動	対応・支援者	組織関連図
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつでも避難出来るように準備を始める。</li> <li>特に、避難行動に時間を要する人は、避難所などの安全な場所へ避難行動を開始する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.避難場所を開設</li> <li>2.防災本部の情報伝達・とるべき行動の確認</li> <li>3.要支援者に情報を確認する。</li> <li>4.河川の水位や土砂災害の起こり得る状況を判断し、<u>避難準備を呼びかけ、又は、避難させ支援する。</u></li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.防災本部</li> <li>2.防災本部・民生委員・防災士</li> <li>3.支援者・近助</li> <li>4.防災本部支援者・近助</li> </ol>	<p>甲賀市</p>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>身の安全を確保し、家庭、近所で助け合いながら避難所などへ避難をはじめめる。</li> <li>浸水等が始まってからの避難は危険。状況に応じ、自宅の2階以上へ避難する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.避難場所を開設</li> <li>2.情報伝達・とるべき行動確認</li> <li>3.要支援者に情報を確認する。</li> <li>4.河川の水位、土砂災害の起こり得る状況を判断し、<u>要支援者を避難させ、住民に避難を呼びかける。</u></li> <li>5.要支援者の避難を支援する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.防災本部</li> <li>2.防災本部・民生委員・防災士</li> <li>3.支援者・近所</li> <li>4.支援者・近所・防災本部</li> <li>5.支援者・近助</li> </ol>	<p>甲賀市</p>

状況	自助	自主防災組織(近助・共助)		
	行動	行動	対応・支援者	組織関連図
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただちに避難する。</li> <li>避難所への移動が困難だと思ったら、自宅の2階以上や近所の頑丈で高い建物へ避難する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難場所を開設</li> <li>情報伝達・とるべき行動確認</li> <li>住民に避難を呼びかけ避難させる。</li> <li>要支援者の避難を支援する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>防災本部</li> <li>防災本部・民生委員・防災士</li> <li>防災本部</li> <li>支援者・近所</li> </ol>	
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>自身と家族の安全確保</li> <li>早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する。</li> <li>状況に応じ水防活動、救出・救護を実施する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>自主防災活動を本格展開</li> <li>情報伝達・とるべき行動確認</li> <li>安否確認・被害確認</li> <li>救出救護活動・専門家</li> <li>水防活動、地域内パトロール</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>防災本部</li> <li>防災本部・民生委員・防災士・情報班</li> <li>支援者・近所</li> <li>救出救護班</li> <li>近助</li> </ol>	



状況	自助	自主防災組織(近助・共助)		
	行動	行動	対応・支援者	組織関連図
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただちに避難する。</li> <li>避難所への移動が困難だと思ったら、自宅の2階以上や近所の頑丈で高い建物へ避難する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難場所を開設</li> <li>情報伝達・とるべき行動確認</li> <li>住民に避難を呼びかけ避難させる。</li> <li>要支援者の避難を支援する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>防災本部</li> <li>防災本部・民生委員・防災士</li> <li>防災本部</li> <li>支援者・近所</li> </ol>	
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>自身と家族の安全確保</li> <li>早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する。</li> <li>状況に応じ水防活動、救出・救護を実施する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>自主防災活動を本格展開</li> <li>情報伝達・とるべき行動確認</li> <li>安否確認・被害確認</li> <li>救出救護活動・専門家</li> <li>水防活動、地域内パトロール</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>防災本部</li> <li>防災本部・民生委員・防災士・情報班</li> <li>支援者・近所</li> <li>救出救護班</li> <li>近助</li> </ol>	

# 2. 避難行動要支援

甲賀地域ご近所福祉推進協議会資料から 2019.7

## 1) 避難行動要支援者名簿

以下の条件で行政が把握している人で、発災時には、市は一定の条件で地域に開示できる。

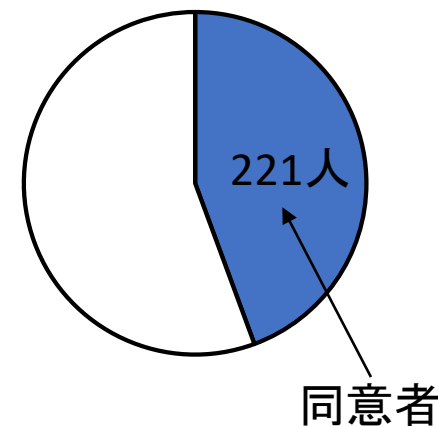
- 高齢者(75歳以上のみの世帯)
- 障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の者)
- 要介護者(要介護3以上の者)
- 市の生活支援を受けている難病患者
- その他、支援を必要としている者

## 2) 避難行動要支援者同意者名簿

「避難行動要支援者名簿」にある個人情報  
を区長や民生委員・児童委員等に提供すること  
に「同意」した人の名簿。知られたくない個人  
情報があるため、また、主旨の理解が不十分  
なため、同意者は48%

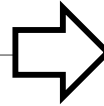
氏名	年齢	性別	世帯 人数	住所	連絡 先	緊急時 の連絡 先	支援 者・協 力員	高 齢者	障 害者	要 介 護	難 病	そ の 他	地区 名称
	生年月日												

大原学区の  
避難行動要支援者数(H31.3)  
498人



### 3) 実効ある個別計画の必要

#### 要支援者名簿



#### 個別計画

- 多くは、実際どのような支援をするかの話し合いなく個人で作成
- 支援者名、連絡先、障害の種別等の簡単なリスト
- 個人情報のため、地域では区長・民児委員が保管
- 過去の災害時にほとんど役立たなかった
- どのような支援をするかを近隣の支援者とで話し合い作成
- 障害の種別等なく、個人情報低い
- 作成した地域(要支援者、支援者)で情報を共有
- 実効性を重視するなら非文書情報が強力

要支援者名簿は、多くの災害弱者が犠牲になった東日本大震災を教訓に、2013年の災害対策基本法改正で市町村に作成が義務づけられた。

名簿は、掲載者の同意を得て、各地域の自主防災組織や民生委員などに提供。避難の呼びかけや安否確認などに活用してもらう目的だが、国は実効性を持たせるためには個別計画の策定が望ましいとしている。

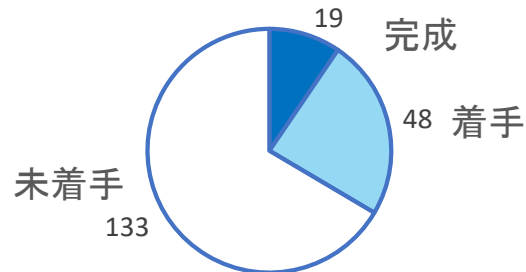
倉敷市の人口は約48万人で、市の要支援者名簿の掲載者は今年5月末時点で9万9665人。42%の4万1436人が住所や電話番号などが記された名簿の提供に同意していた。

ただ、個別計画について市は「支援する地域住民らの負担が大きい」などとして、積極的に策定を進めてこなかった。

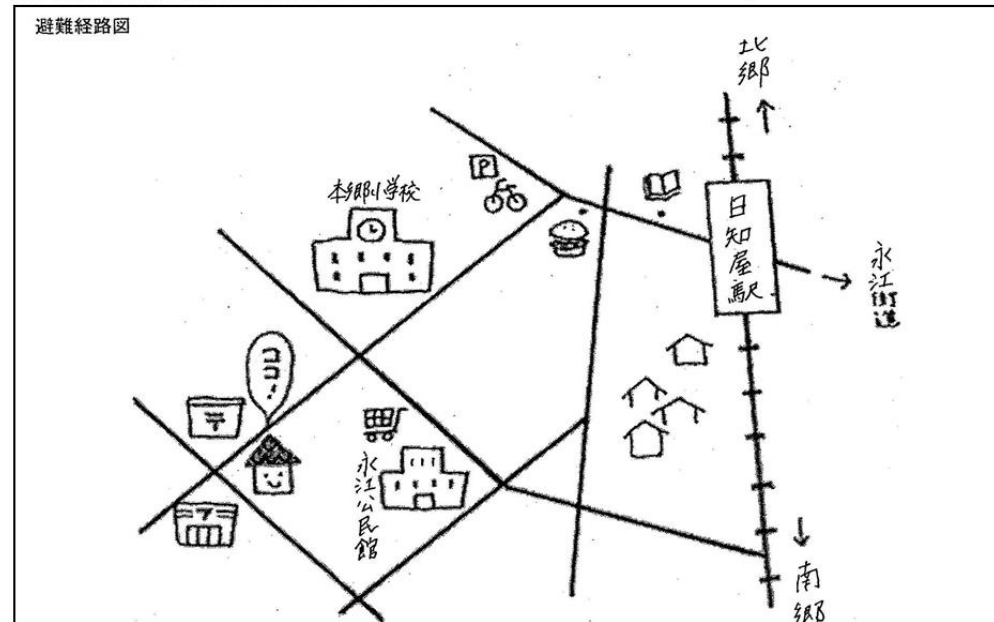
# 4) 個別計画とは

- 同意者名簿登録者の個別避難計画
- 必要な支援内容、支援者、避難経路などを入れる
- 区長、民生委員・児童委員の協力で、要支援者と家族、地域住民で話し合っ作成
- 運用として、日頃の備えや避難訓練などに適用

甲賀市内個別計画作成進捗H31.4

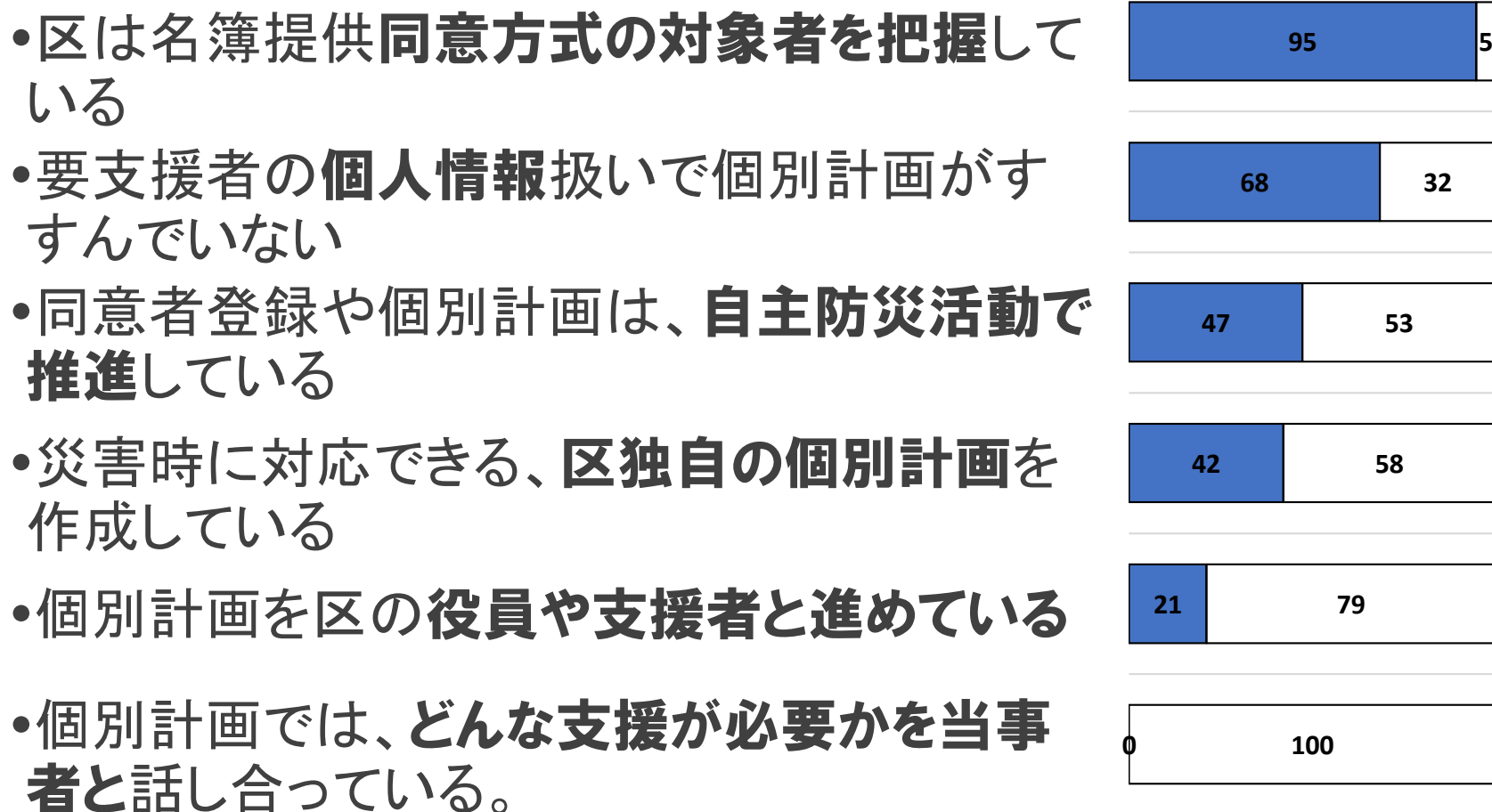


No.	1	姓名	太平 洋太郎	性別	男	年齢	75歳	A型	電話番号	0982-53-2138	携帯番号	090-1234-5678	
〒883-0015 日向市永江町1丁目105									世帯区分	同居世帯			
避難場所	風水害時	永江公民館						地区名称	日知屋本郷-永江町1丁目				
	震災時	永江児童公園						民生委員	民生 太郎⑤ (0982-53-2138)				
								災害支援内容	腰が痛い、膝が痛いので避難の際は車椅子を使用してください。				
医療機関	①	向洋クリニック (0982-52-5488)						家屋図					
	②	三ヶ尻整形外科医院 (0982-52-5557)											
	③												
緊急連絡先		永江 美樹子 (090-1234-5678)											
		梶木 智史 (090-1111-8888)											
協力員	安否連絡者1	永江 昭子 (090-9999-8888)											
	安否連絡者2	協力 太郎 (090-1978-4789)											
	避難時補助員	永江 恵子											
	誘導補助員												



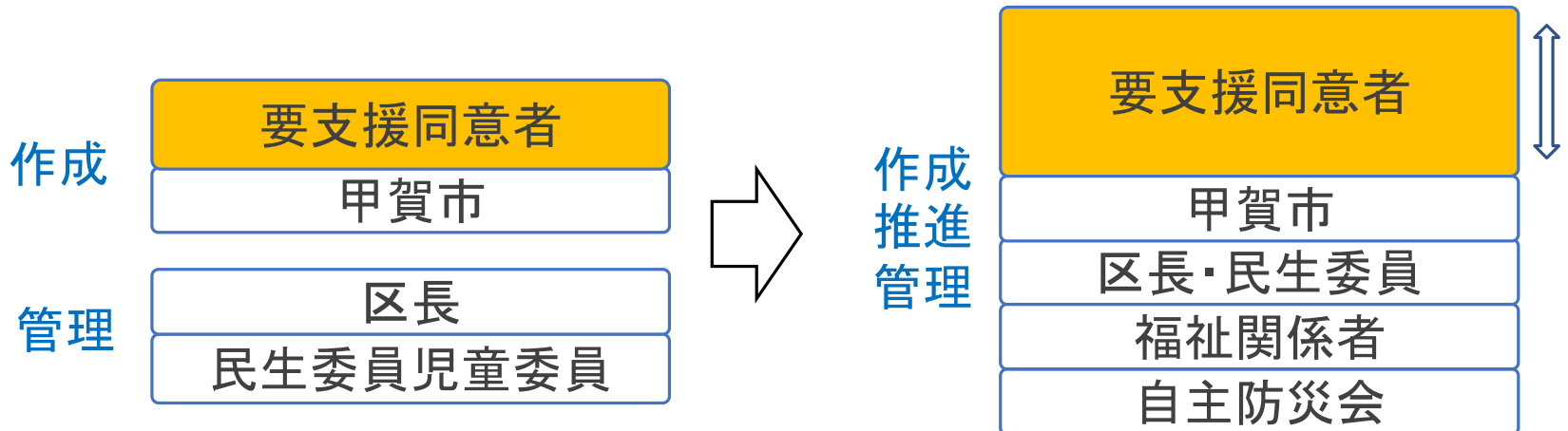
# 5) 要支援者名簿・個別計画作成の現状

(甲賀町民生委員・児童委員による調査H31.4)

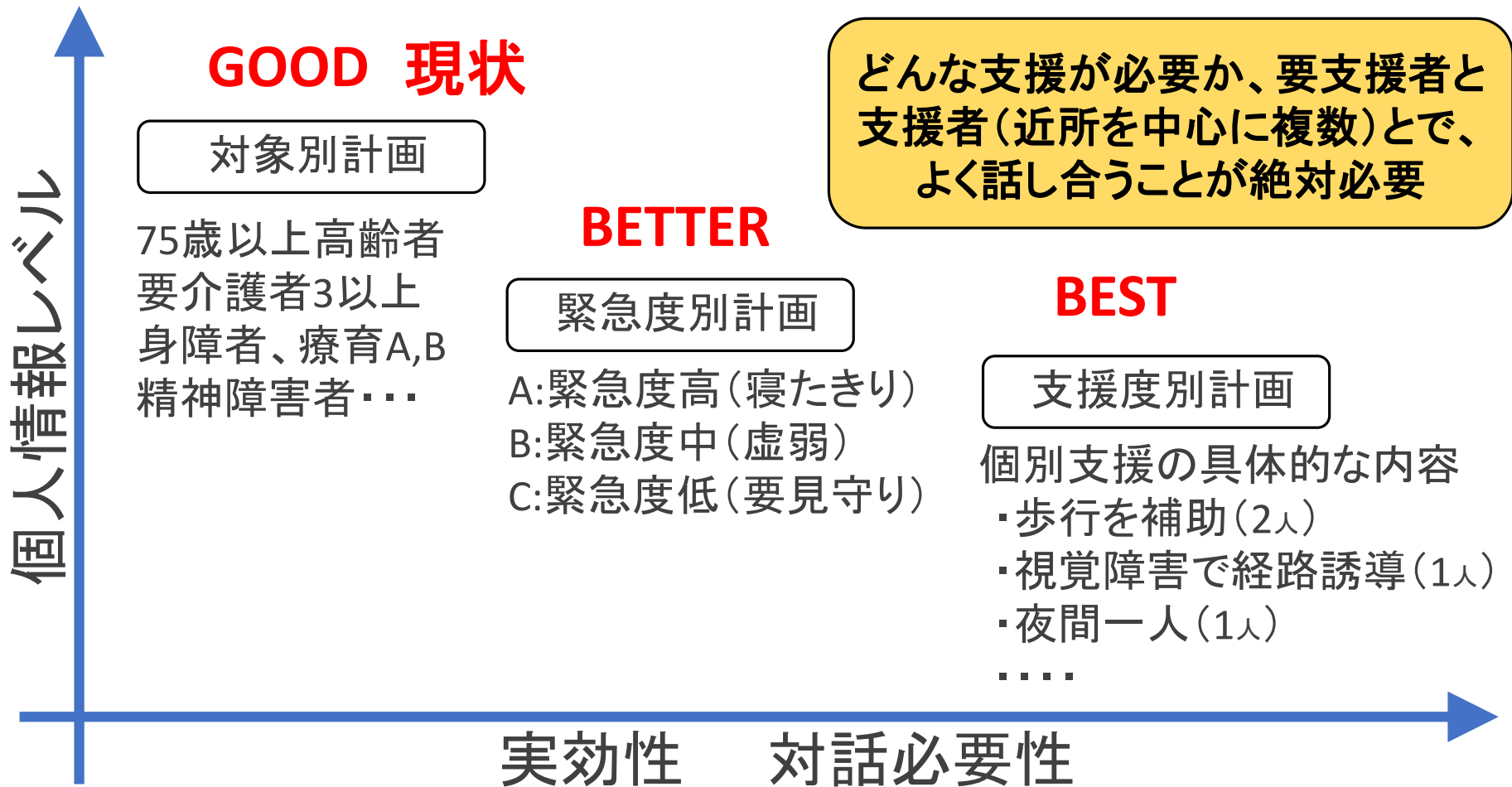


## 6) 要支援者同意者名簿登録推進の改善例

- 地域の福祉、自主防災関係者等と一緒に促進する。



# 7) 要支援者同意者名簿登録の改善例





# 8) 個別計画は何のために、誰が、どのようにして作成するのか

目的・対象	全ての避難弱者の支援・迅速な安否確認				
作成者	地域	区長	民生委員 児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員児童委員は協力者、推進者</li> </ul>	
方法	話し合う	当事者と 家族	ご近所	他の支援者	民生委員 児童委員
記録・保管	文書	自治区	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報のため文書化できない部分も、当事者の同意を得て話だけでも詰めておく。</li> </ul>		
	非文書	ご近所	他の支援者	民生委員 児童委員	
個人情報の共有	文書	自治区	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成時、当事者との話し合いに参加したものしか非文書情報は共有できない。</li> </ul>		
	非文書	ご近所	他の支援者	民生委員 児童委員	

## 9) 個別計画を地域で推進するために

---

### ① 個別計画作成の再確認

- 地域で作成し地域で保管する。市はそれを支援する。
- 避難行動要支援者名簿提供に同意しているか関係なく進める
- 本当に支援が必要な人から優先して進める
- 資料作成が目的ではなく、実効性のある支援計画であること
- 支援者が要支援者の支援の必要をよく理解していること

## ② 甲賀市避難行動要支援者個別計画

No.	氏名	性別	年齢	血液型	電話番号	携帯番号		
住所				世帯区分				
				身体区分				
避難場所	①		地区名称					
	②		民生委員					
	③		災害 支援内容					
	④							
医療機関			命のバトン	有・無	組長・班長への同意	有・無		
			家屋図					
緊急連絡先			色別	個別計画内容	同意	個人情報	実効性	重要度
				要支援者の同意なしで書ける	不要	低	低	低
協力員	避難支援 安否確認			同意なしでも協力員を付けられる	不要	低	低	中
	避難支援 安否確認			要支援者の同意が要る	要	中-高	高	高
	避難支援 安否確認			要支援者と支援者間で具体的に話し合う	要	中-高	高	高

### ③ 個別計画作成 ここがポイント！

	色別	個別計画内容	同意	個人情報	実効性	重要度
1		要支援者の同意なしで書ける	不要	低	低	低
2		同意なしでも協力員を付けられる	不要	低	低	低
3		要支援者の同意がある	要	中～高	高	高
4		要支援者と支援者間で具体的に話し合う。	要	中～高	高	高

#### ■ 地域の諸事情で進まない時

- まずは、声掛けしやすい民児委員・児童委員やご近所が要支援者に働きかけ、役員等に報告する。

#### ■ 要支援者が望まない時、または積極的でない時

- 実効性は低いが、1, 2だけでもとりかかる。
- 同意していなくても、最小限の支援体制は取っておく。

#### ■ 避難行動要支援者名簿(A)にない要支援者がいる時

- Aの作成推進は後回しにして、同意していない要支援者にも個別支援計画作成を推進する。

#### ■ 要支援者が個人情報を気にする場合

- 上記表の4の災害支援内容で、本人から言わない限り障害の種別とか病名とかを聞く必要はない。
- 日常生活で何に困っているのか、有事には何ができて、何ができないのかを、話し合えるようにする。

### ③ 個別計画作成 ここがポイント！

<p>■ 家屋図まで書けない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 迅速な安否確認にも必要で、1階なのか2階なのかを聞けるだけでもよい。</li></ul>
<p>■ ご近所(支援者)と地域(区)での情報共有について</p> <p>✓ 個人情報是一定ご近所ですら共有しやすい！</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 情報の共有範囲が広がる程、個人情報の壁は高くなり、実効性は低くなる。</li><li>• <u>ご近所間で共有できている情報は、記録していないが、実効性は高い。非文書の個人情報は、ご近所では共有しやすい。</u></li><li>• 自治会で持っている情報は、住民が進んで提供しない限り、世帯構成員でよい。</li></ul>
<p>■ 個別支援計画と情報の保管について</p> <p>✓ 文書保管に拘らない！</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 要支援者と家族、地域の支援者等で作成し、地域で共有(保管)するのが原則。</li><li>• 要支援者と支援者同士で定期的にしつかり話し合い、共有する仕組み作りが必要で、詳細(個人情報の高い部分)は、必ずしも文書保管する必要はない。</li></ul>
<p>■ 訓練では個別計画をどう使うか？</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 区全体では、区の保管情報から、訓練に必要と判断し要支援者に確認したもの</li><li>• 支援者間では、非文書情報を要支援者に確認後</li></ul>

# ④ 個別計画作成例

No.	氏名	性別	年齢	血液型	電話番号	携帯番号		
住所				世帯区分				
				身体区分				
避難場所	①	地区名称						
	②	民生委員児童委員／ケアマネ		当人が関わっているケアマネージャー等				
	③	災害 支援内容		<p>例1) 耳が遠いので、避難情報を知らせに来てもらえるとありがたい。避難は自力でできます。</p> <p>例2) 車椅子を利用しているが、乗るのに時間がかかるので、2人で支援してもらえばありがたい。</p> <p>例3) 80才、90才代の高齢者夫婦、避難情報判断が難しい。夫は歩行困難で避難時には3人の支援が必要。</p> <p>例4) 点滴しているので、事前にケアマネと連絡して、避難手段を講じてほしい。地域の方ができる支援をお願いします。</p>				
	④							
医療機関								
緊急連絡先								
		命のバトン		有・無		組長・班長への同意		
				有・無				
協力員	避難支援安否確認	家屋図						
	避難支援安否確認	詳しいほどいいが、支援者で共有できる範囲でよい						
	避難支援安否確認	<p>例1) 文書：普段は2階の東の部屋にいる。</p> <p>例2) 文書：主に居間にいて、2階で寝ている。</p> <p>例3) 家屋図のみ</p> <p>例4) 家屋図に主に居るところ、寝室を明示</p>						

## ⑤ 個別計画作成における重点事項

- まず、家族(自助)で避難方法や経路を話し合う
- 支援者は近所(複数)が望ましい
- 家族・要支援者・支援者でよく話し合う
- どんな支援が必要かを要支援者と支援者間で話し合う



# 10) 医療・福祉サービス利用者の個別計画

医療・福祉関係者は／と地域と相談して  
災害時の個別計画を作成しておく。

地域の  
避難支援者



避難行動  
要支援者

ケアマネージャー



寝たきりの人

平時のケアプラン＋災害時のプラン



# 11) 情報弱者への情報伝達ー1

## 情報の伝達確認

避難支援者



情報弱者



避難行動要支援者の中には、情報の内容が理解できない人もいます。

このため避難準備情報以前においても、当事者の所へ行って確認する必要があります。

近くの住民が避難支援する**近助**の仕組みがあれば有効です。



近助

# 11) 情報弱者への情報伝達ー2

## •聴覚障害者

文字や絵で

(テレビでは文字  
放送があります)

図のような障害を持った方には、情報が正しく伝われば、自力で避難できる人もいます。

それぞれ特性に応じて、日頃から当事者と、どんな方法がよいか話し合っておくことが必要です。



# 11) 情報弱者への情報伝達ー3

- 外国人  
やさしい日本語で

天気(てんき)の 危(あぶ)ない ニュース



大雨(おおあめ)  
雨(あめ)が  
とても 多(おお)くて  
危(あぶ)ない



洪水(こうずい)  
川(かわ)の 水(みず)が  
多(おお)くて  
危(あぶ)ない



暴風(ぼうふう)  
風(かぜ)が  
強(つよ)くて  
危(あぶ)ない

外国籍市民は、日常会話ができても普段使わない言葉は通じにくいことがあります。情報が正しく伝われば、自助のみならず、共助することもできます。やさしい日本語の表現に慣れておくことが必要です。

勿論、日頃からの顔の見える関係づくりや、防災訓練に参加してもらうようにすることが大切です。

# 3. 安否確認

- 個人情報レベルが低いので、書いてもらいやすい。
- 区で世帯台帳や防災福祉マップに落とし込んで管理する。

## 災害時安否確認家族カード(例)

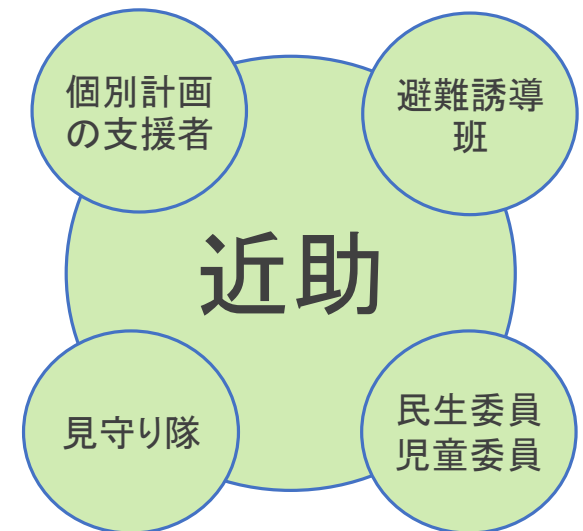
世帯主	甲賀太郎		性別	男	カードNo.
住所	甲賀町櫟野000番地			電話	88-0000
名前	性別	年齢	家族情報	連絡先等	
甲賀◎◎	女	7	A2		
甲賀太郎	男	4	G	09010109999	
甲賀□□	女	3	N	09010109990	
甲賀○○	女	0			
甲賀					
ご意見・ご提案等					
書き方 年齢 8:80代 0:10才以下 勤務先 G:町外 N:町内 避難行動支援度 A2:2人必要 B:寝たきり C:要見守り					

# 3. 安否確認

迅速さと正確さが求められる

- 区で管理された世帯台帳で確認
- 避難支援と同じ近助体制で確認
- 近所が非文書で持っている情報で確認
  - Aさん今日は夜勤や...
  - Bさんたち旅行に行っているで...
  - Cさん、一階の奥の間に寝て居るで...

## 安否確認



## ・近助による避難助け合い

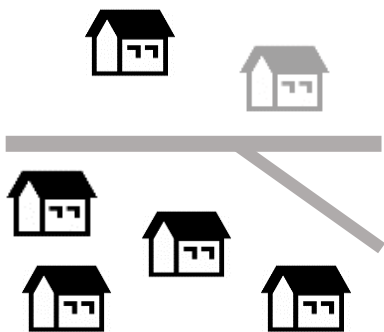
(「向こう三軒両隣」ご近所グループ)

災害時、ご近所で声掛けや安否確認ができるように、組(隣保)が適切な規模でない場合、道路、河川、動線等を考慮して3~5戸のグループに分ける。

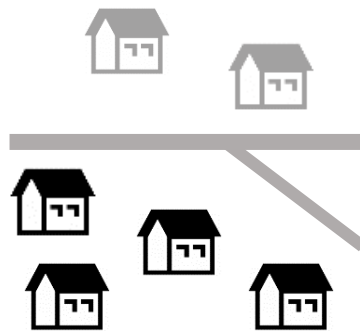
### ご近所グループの特性

- 日頃から詳しい近所情報が得られる
- 迅速な避難・確認ができる
- 誰もがリーダー、又は、特に必要ない

隣保組



ご近所グループ



## 近助による避難助け合い(要支援者マップ)

ご近助支援マップ(隣保組ベース)

A2: 要支援者2人 N1: 夜間1人



### 近助グループDIG

- 家族構成の確認

通常時 夜間時 発災時

- 要支援者の確認

幼児、高齢者、障害者など

どのような支援が必要か

支援方法の定期的確認

- 支援者の確認

夜間 昼間

- 家族の移動に伴う家族構成の確認

## ・近所づき合いが少ない所や区自治会のない所の避難助け合い

従来の隣保組がないアパートなど、近所の交流の少ない所や集まって活動する組織のない所に、サロンなど居場所づくりをする。

### サロンの設置

- ・住民のスタイルで設立
- ・参加者中心で進める(重い役はない)
- ・日常の困りごと、災害時の困りごとを拾う
- ・防災について考える
- ・ボランティアのスタッフが推進する  
(自治振興会が支援)

## スマイル甲賀サロン

設立 平成30年5月

場所 市営住宅集会所  
(大原中)

対象 大原学区民

支援 大原自治振興会





## ■ 西日本豪雨災害から見た近助による避難助け合いのススメ

### シーン①

- 福祉支援を受けていた親子
- 近所とのかかわりはなかった。
- 近所も福祉支援者が避難支援すると思っていた。



教訓：最強の支援者は近くにいるお隣さん

## ■ 西日本豪雨災害から見た要支援者との対話のススメ

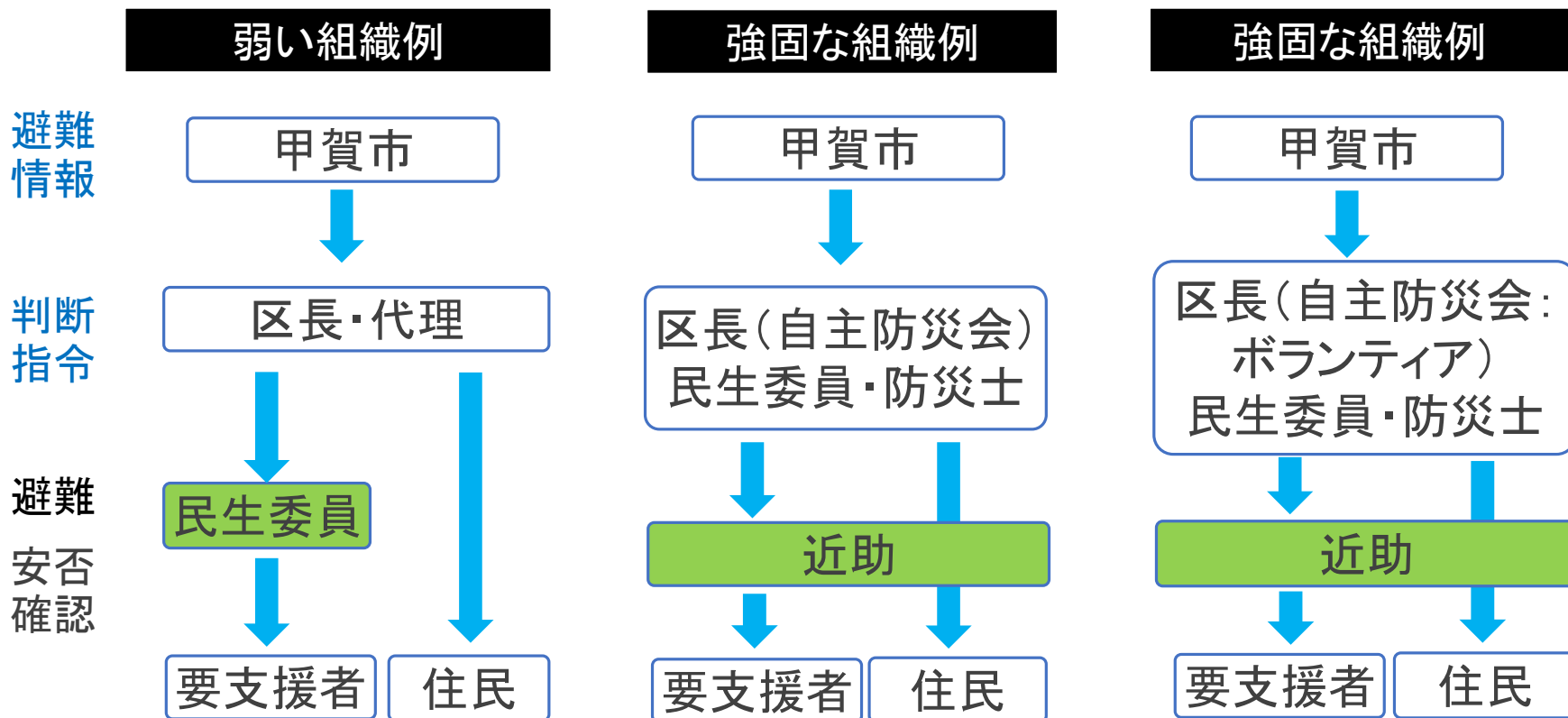
### シーン②

- ある障害者の発言。  
「障害者からといって支援してもらうのではなく、何ができないからどんな支援が必要なのかを知ってもらいたいですね。」



教訓：対象別（高齢、障害）よりその人の支援度を把握

# 4. 実効ある避難指示系統



# 5. 個別計画と命のボタン



## 個別計画

個人情報  
福祉医療推進課で推進  
個人情報開示同意者に推進  
区で保管  
年1回更新  
災害時の対応に有効

個人情報の記録で終わらないこと  
誰が誰にどんな支援をするのか

課題

## 命のボタン

個人情報  
社協・自治振興会・区で推進  
全区民対象を推進  
家庭で保管  
\* 年1回更新  
緊急時の対応に有効

更新と確認方法  
(配りっぱなしにならないこと)

\* 社協の事業での対象者には、民生委員が年1回更新確認している。

# 命のバトンの更新方法



## 自治区で実施している更新確認例

### 櫛野区

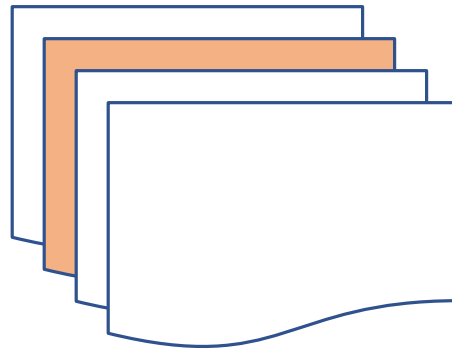
全区民対象に、転倒防止対策・水の備蓄など家庭での防災対策とともに命のバトンの更新の点検を、健康福祉・自主防災会で年一回実施している。

### 相模区

組回覧を使って、通年に亘り用紙の更新と自主チェックを行っている。

# 學習・訓練

---



# 1. 防災マップでの学習



基礎知識として、甲賀市防災マップをテキストとして災害について学習する必要があります。

学習支援については、危機管理課や大原自治振興会にお問い合わせください。

## 2. 図上訓練

---

問合せ先

---

- ① 家庭内DIG(自助).....自治振、消防、防災士
- ② 水害・土砂災害DIG(近助、共助)・・自治振、社協、消防、防災士
- ③ 地震DIG(近助、共助).....自治振、社協、消防、防災士
- ④ 避難行動訓練(EVAG).....自治振興会(準備中)
- ⑤ クロスロード(共助).....自治振興会、防災士



# ① 家庭内DIG

## 概要

### 地震が起きても わが家で暮らす方法

#### 家具類の転倒防止

地震のとき、家具の転倒や棚からの物の落下、ガラスの破片などで、たくさんの人が死亡したり、ケガをしています。タンスや食器棚などの家具のほか、冷蔵庫やテレビなどの電化製品にも転倒や落下防止対策が必要です。窓ガラス等には飛散防止対策をしてください。また、寝室には、家具を置かない、家具を置く場合には、置く場所を工夫するなど安全に対する備えが必要です。

#### 1階

- 建築物がひしゃげたりドアが閉まらなかった場合に備え、下駄箱にバールを1本準備
- 家具のない安全なスペースを確保
- 壁ガラスには飛散防止フィルムを
- テレビは揺れで飛ぶ！ チェーンなどで固定し、テレビ台と連結させる
- 冷蔵庫はベルトで固定、電子レンジは転倒マットで固定
- コンロの近くに窓え、やすい物を置かない
- ガスボンベはチェーンで固定し、転倒を防ぐ
- 換気扇の開口部には開き防止の道具を、ガラスには飛散防止フィルムを
- 鏡やガラスが割れると大変危険

#### 2階

- 家具の上にガラス製のものや重い物を置かない
- サイドボードの裏にはストッパーを付ける
- ヒアノはマスターが動かないように固定
- 壁面のある家具はベッドから離して
- タンスは固定、2段重ねのものはつなぎ目を器具で連結

**これだけ準備しても、家が倒壊してしまったら…。やっぱり耐震化が大切です。**

自宅が昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の場合は、まずは耐震診断を受けてみましょう！耐震診断は無料で受けることができます。また、耐震補強工事には、県や市町から補助金が出ます。詳しいことは、お住まいの市町の建築の窓口にお問い合わせください。

### 家庭内DIG

#### 地震がきてもわが家で暮らす方法

「DIG」とは、大きな地図を囲みながら、参加者全員で災害時の対応策などを考える劇練のことで、Disaster Imagination Gameの頭文字をとって「DIG（ディグ）」と名付けられました。英語の動詞「dig」には、「掘り起こす、探求する、理解する」といった意味があります。「DIG」という名称には「防災意識を掘り起こそう」「地震を探求しよう」「災害を理解しよう」といった、この劇練のねらいが込められています。

これまでに起きた地震では、部屋の倒壊のほか、窓ガラスの破片などにより、多くの人がケガをし、命を失われました。いざというときに不意な地震においても、対策を取ることができれば、大きな被害があることは防げます。東海地震が起きた時、目を奪われてしまい、ケガをしないようにするには、よい心が、考えてみましょう。また、過去の災害では、多くの被災者が避難所に押し寄せ、避難所での生活は大変なものでした。

そんな防災生活を送るだけでなく、「引き継ぎ住宅」を建てたい。地震の後、電気・ガス・水道が止まってしまっている不自由な中、いかに自宅まで戻していかうか、そのためには、どのような備えをしておけばいいのかわからない。この家庭内DIGを使って家族で話し合いをしてみましょう。

国土交通省防災対策推進事務局 編 国土交通省防災対策推進事務局 編 TEL: 054-221-2646 制作: 株式会社「ディグ」

# ① 家庭内DIG

## 概要

### CHECK

右のステップで  
わが家の危険度を  
チェック  
してみよう!!



#### STEP1 ~平面図を描く~

下の枠内に自宅の平面図を描いてみよう

#### STEP2 ~危険な場所を探す~

右のページを参考に、自宅の危険な場所  
をチェックしてみよう。

#### STEP3 ~元栓等の位置を確認~

電気のブレーカー、ガスの元栓やマイコ  
ンメーターの場所を確認しよう。

過去の災害では、停電回復後の通電火災が多数発生しています。  
災害発生後、避難する場合は必ずブレーカーを落としてから避難  
しましょう。ガスの元栓も忘れず。

#### STEP4 ~避難経路の確認~

地震発生後の家の中は、倒れた家具や割れ  
たガラスなどで屋外に出るのは至難の業で  
す。普段通こす部屋から屋外への避難経路  
を考えてみよう。

#### STEP5 ~震災後の生活を考える~

地震発生後もわが家で生活するため、次の  
ことを考えておきましょう。

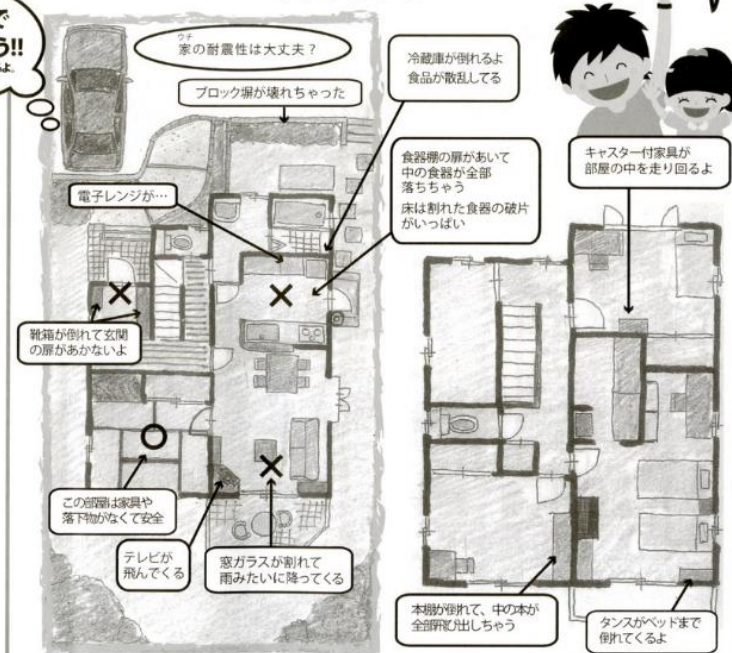
- ☆どの部屋で生活するか?
- ☆食料、飲料水はどうする?
- ☆トイレの問題は?
- ☆寒さ対策は?

こんな感じで  
まとめてみよう!!  
あぶない場所がよくわかるよ

自主防災会は、  
まず、各家庭で自助ができ  
るよう家庭内DIGや避難経  
路の確認、連絡方法、非常  
時持出し袋、備蓄などをす  
るよう促すことが必要です。

DIGをしてみると、よくわかる

## 地震が起きた時、わが家の ここが危険!



### 家の中や 周辺の 危険箇所

#### ■リビング・ダイニング

- テレビ=飛んでくる
- 本棚=転倒して、中の本が全部飛び出す
- ピアノ=部屋の中央を走り回る
- 窓=割れて部屋の中に破片が散乱する
- 時計=落ちてガラスの部分が割れる
- 照明=落ちて、電光灯が割れる

#### ■キッチン

- 食器棚=扉が開いて中の食器が落ち、床に割れた食器が散乱する
- 冷蔵庫=転倒して、中の物が散乱する
- 電子レンジ=飛んでくる

#### ■寝室

- タンスやドレッサーなどの家具が転倒する

#### ■子供部屋

- 学習机=上の棚が倒れる
- 本棚=転倒して中の本が全部飛び出す
- キャスター付家具=部屋の中を走り回る

#### ■屋外

- ブロック塀=倒れて粉々になる
- 物置=転倒する

#### ■集合住宅の共用部分

- エレベーター=停止する

## ② 水害・土砂災害DIG

概要

- ①道路、鉄道、河川などの記入
- ②防災資源(防火水槽、避難所、介護施設など)を記入
- ③避難弱者を記入(避難行動要支援者マップ)
- ④危険箇所(冠水、ため池、土砂崩れ箇所等)を記入
- ⑤避難経路・方法の確認
- ⑥地域課題の検討
- ⑦対策の検討



③ 避難行動要支援者マップ

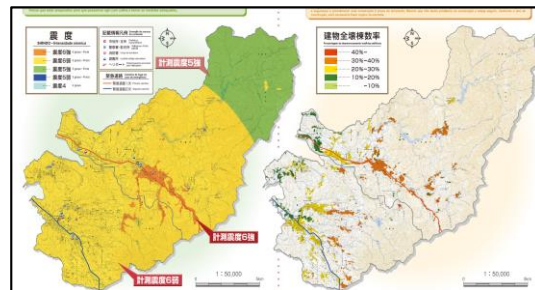


④ 甲賀市防災マップ

# ③ 地震DIG

## 概要

- ①地震ハザードマップで揺れやすさ、危険度を読み取る
- ②家庭内DIGで危険箇所、避難経路を確認
- ③防災資源(防火水槽、避難所、介護施設など)を記入
- ④危険箇所(土砂崩れ箇所、ため池、ブロック塀等)を記入
- ⑤避難弱者を記入(避難行動要支援者マップ)
- ⑥避難経路・方法の確認
- ⑦地域課題の検討
- ⑧対策の検討



① 甲賀市地震ハザードマップ



④ 甲賀市ため池ハザードマップ

# ④ 避難行動訓練EVAG

## 概要

避難行動訓練EVAG(イーバグ: Evacuation Activity Game)は、国土防災技術株式会社が開発・販売している。現在、豪雨災害編を販売中。以下当会社のHPより抜粋。

参加者全員に属性カードが配られ、自分ではない「誰か」になり代わってゲームに参加する。属性カードは、性別、年齢、家族構成、職業、健康状態、近所付き合いの程度が示されている。

自分だけでなく、要援護者など支援が必要な立場を経験することで、実際の生活環境下でも、他者を思い助け合うことや、避難支援の必要性を理解してもらうというのが本教材のねらい。

進行役からは、「〇月〇日〇時、大雨洪水警報、氾濫注意情報が発表され、避難準備情報が出された。〇時までさらに非常にはげしい雨が続く見通し」など、時間の経過とともに気象状況や、行政からの避難情報などがシナリオで提示される。各シナリオに対して参加者は、「自宅にとどまる」「避難する」「さらに情報を調べる」「避難支援をお願いする」など、自らの行動を決定していく。

一旦行動を決めると、その行動の妨げとなる、さまざまな課題が書かれたカードが手渡され、ロールプレイング的に状況が展開していくという流れ。参加者自身が課題と解決策を考えていくことで、災害時の課題に気づくことができる。

# ⑤ クロスロード

## 概要

阪神・淡路大震災で神戸市議員が実際に直面した「災害対応のジレンマ」から、防災を「他人事」ではなく「我が事」として考え、同時に意見を交わすことをねらいとした2者択一のカードゲーム化したもの。

### 問題

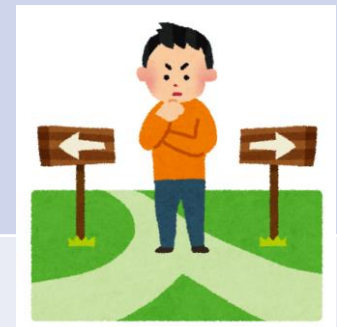
〈あなたは食料担当の職員〉被災から数時間。避難所には3000人が避難しているとの確かな情報が得られた。現時点で確保できた食料は2000食。以降の見通しは、今のところなし。まず2000食を配る？

#### イエス（配る） の問題点

- ・公平性の原則を順守できない
- ・分配方法をめぐり現場での苦情
- ・トラブルを誘発
- ・分配方法、輸送方法などの準備不足

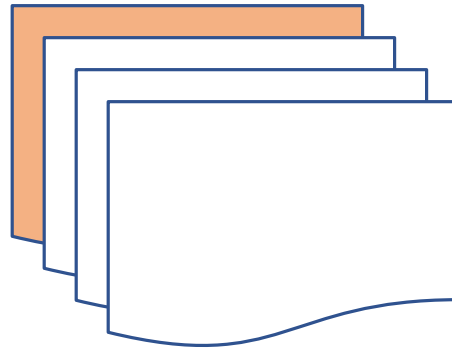
#### ノー（配らない） の問題点

- ・食料提供者や避難者からの批判・苦情
- ・世論（マスコミ）からの批判
- ・保管場所の確保
- ・食料の腐敗
- ・実際に健康状態に悪影響が出る可能性



# 參考資料

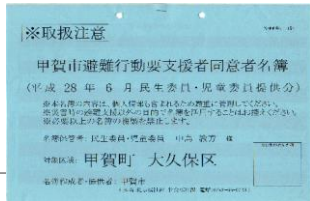
---



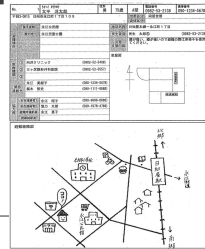
# 緊急時・災害時関係書類



要支援者名簿



同意者名簿



個別計画

世帯主	甲賀太郎	性別	男	カードNo.	
住所	甲賀町榎野000番地			電話	88-0000
名前	性別	年齢	家族情報	連絡先等	
甲賀◎◎	女	7	A2		
甲賀太郎	男	4	G	09010109999	
甲賀□□	女	3	N	09010109990	
甲賀○○	女	0			
ご意見・ご提案等					
書き方 年齢 8:80代 0:10才以下 勤務先 G:町外 N:町内 避難行動支援度 A2:2人必要 B:寝たきり C:要見守り					

家族カード



命のバトン

種類	目的	対象者	作成	管理内容 (下線は作成時の項目)	個人情報度	地域での管理	保管
避難行動要支援者名簿	災害時、地域に開示	避難行動要支援者	市	氏名、年齢、障害内容、認知、介護度、緊急時の連絡先、世帯構成など	高	---	市
避難行動要支援者同意者名簿	災害時、地域で要支援者の避難支援をするための基礎情報	避難行動要支援者で個人情報の提供に同意した者	市	氏名、年齢、障害内容、認知、介護度、緊急時の連絡先、支援者、 <u>世帯構成、医療機関、避難時の支援内容、情報伝達、避難先での留意事項、住居の構造、普段いる部屋・寝室など</u>	高	---	区長 民生
個別計画	地域での要支援者の避難支援体制作り	上記の同意者	区 支援者 家族 自主防災 民生(支援)	氏名、年齢、携帯、避難場所、緊急時の連絡先、支援者、医療機関、避難時の支援内容、家屋図、避難経路図など	中	区 自主防災 支援者 家族 民生委員	区
災害時安否確認家族カード	安否確認のための家族情報	区民全員	家族	家族構成、家族事情、避難行動支援度	高	区	区
命のバトンA	緊急時、迅速な対応ができるための情報	65才以上の独居者	個人 民生(支援)	氏名、年齢、緊急連絡先、医療機関、血液型、常用薬、体の状態	高	民生	個人
命のバトンB		希望者又は区民全員	区	氏名、年齢、緊急連絡先、医療機関、血液型、常用薬、体の状態	高	区	家族



# 避難勧告等の対象とする区域

学区	区・自治会	地域内の想定 最大浸水深	緊急避難場所	備考
大原	櫛野	5.0m以上の区域	櫛野いこいの家	
	神	5.0m以上の区域	里山かむら交流館	
	大原上田	5.0m以上の区域	大原上田公民館	
	大久保	2.0～5.0m未満の区域	大久保営農センター	
	大原中	2.0～5.0m未満の区域	大原中公民館、大原中7・8組集合所、 大原中11・12組集合所※	※地震・土砂災害時は大原 中公民館へ
	拝坂	0.5m未満の区域	拝坂草の根ハウス	
	鳥居野	2.0～5.0m未満の区域	鳥居野コミュニティセンター	
	相模	2.0～5.0m未満の区域	草の根ハウス相模会館	
	大原市場	5.0m以上の区域	夫婦池ハウス、大原市場公民館	
	高野	5.0m以上の区域	高野公民館	

# 市の情報伝達例（風水害）

伝達方法	伝達内容	伝達内容例
<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市地域 情報基盤（音声放送・屋外拡声器・光ケーブルテレビデータ放送L字放送 等）</li> <li>あいこうか 緊急メール</li> </ul>	【警戒レベル3】 避難準備情報・高齢者等 避難開始	〇〇区〇〇地区において、〇〇川の〇〇付近の水位が高くなり危険な状況ですので、警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始を発令します。〇〇地区の皆さんは避難準備をしてください。また、高齢者の方等移動に時間を要する方は、緊急避難場所へ移動を始めてください。なお、緊急避難場所へ移動される場合には、できる限り、毛布や食料を持参ください。
	【警戒レベル4】 避難勧告	・〇〇川の水位が危険水位を超え、危険な状態ですので、警戒レベル4避難勧告を発令します。〇〇区〇〇地区の皆さんは、〇〇〇〇に周囲の安全に十分注意して、移動をお願いします。なお、できる限り、毛布や食料を持参ください。 すでに、移動することが危険と判断される場合には、建物の2階以上に上がるなど少しでも安全な場所へ移動してください。
	【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	〇〇川の水位が危険水位を超え、大変危険な状況ですので、警戒レベル4避難指示（緊急）を発令します。〇〇区〇〇地区の皆さんは、周囲の安全に十分注意して、〇〇〇〇に避難を完了してください。また外への移動が不可能な場合は、建物の2階以上に上がるなど少しでも安全な場所へ大至急移動するよう指示します。
	【警戒レベル5】 災害発生情報	【災害発生、命を守れ】〇〇川の水位が氾濫しましたので、警戒レベル5災害発生情報を発令します。〇〇区〇〇地区の皆さんは、命を守る最善の行動をとってください。また指定緊急避難場所への移動が不可能な場合は、直ちに建物の2階以上に上がるなど少しでも安全な場所へ避難してください。

# 防災訓練のためのテキスト・参考資料

---

- 応急手当講習テキスト(一般財団法人 救急振興財団)
- 要援護者支援と災害福祉マップづくり(社会福祉法人 全国社会福祉協議会)
- 「ひとがつながる」災害対策(滋賀県H28)
- できることから地震対策！！(滋賀県)
- 減災の手引き(甲賀広域行政組合消防本部・消防署)
- 甲賀市ため池ハザードマップ(住宅建築課)
- 甲賀市甲賀地域防災マップ(危機管理課)
- 身近な防災 ココが変わった！(一般財団法人 日本防火・危機管理促進協議会)
- 家族で読める やさしい防災ハンドブック(e-radio)
- 「近助の精神」山村武彦著 (3年前に各区に配布)
- 滋賀県防災情報マップ <http://shiga-bousai.jp/dmap/map/index>  
HP上で、いろいろなケースのシミュレーションができる。

# 地域での防災計画作成、訓練等の相談先

計  
画

- 地元又は町内の防災士
- 民生委員・児童委員、市社協(避難行動要支援)

訓  
練

- 自治振興会
- 甲賀市危機管理課・福祉医療政策課
- 甲賀市災害福祉ボランティアセンター(市社協)
- 甲賀市国際交流協会(やさしい日本語、外国人参加の防災訓練)

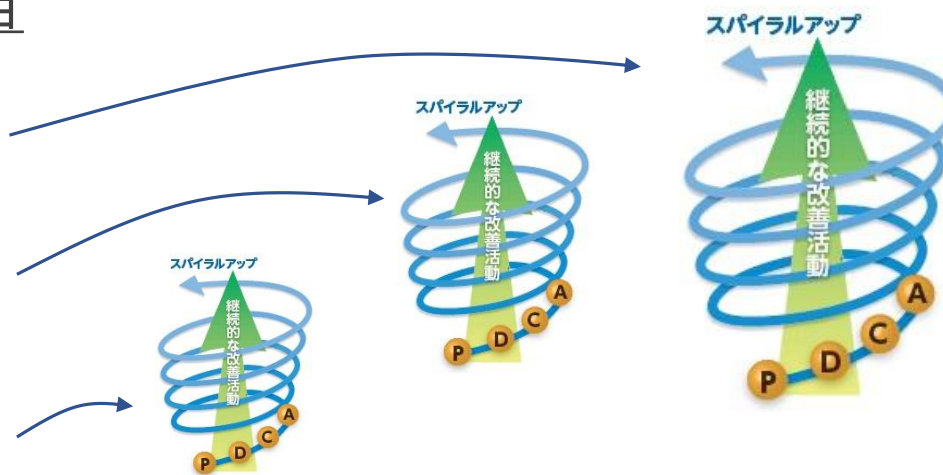
# 避難体制現状アンケート

## 防災達成目標の設定

2019.5.21のご近所福祉の研修会にて、町内各区の現状確認を区長と民生委員・児童委員にしてもらった後、約1年後の達成目標を区(役員)で後日設定し、1年後再度進展状況を確認することを依頼。

### 確認項目分野 26項目

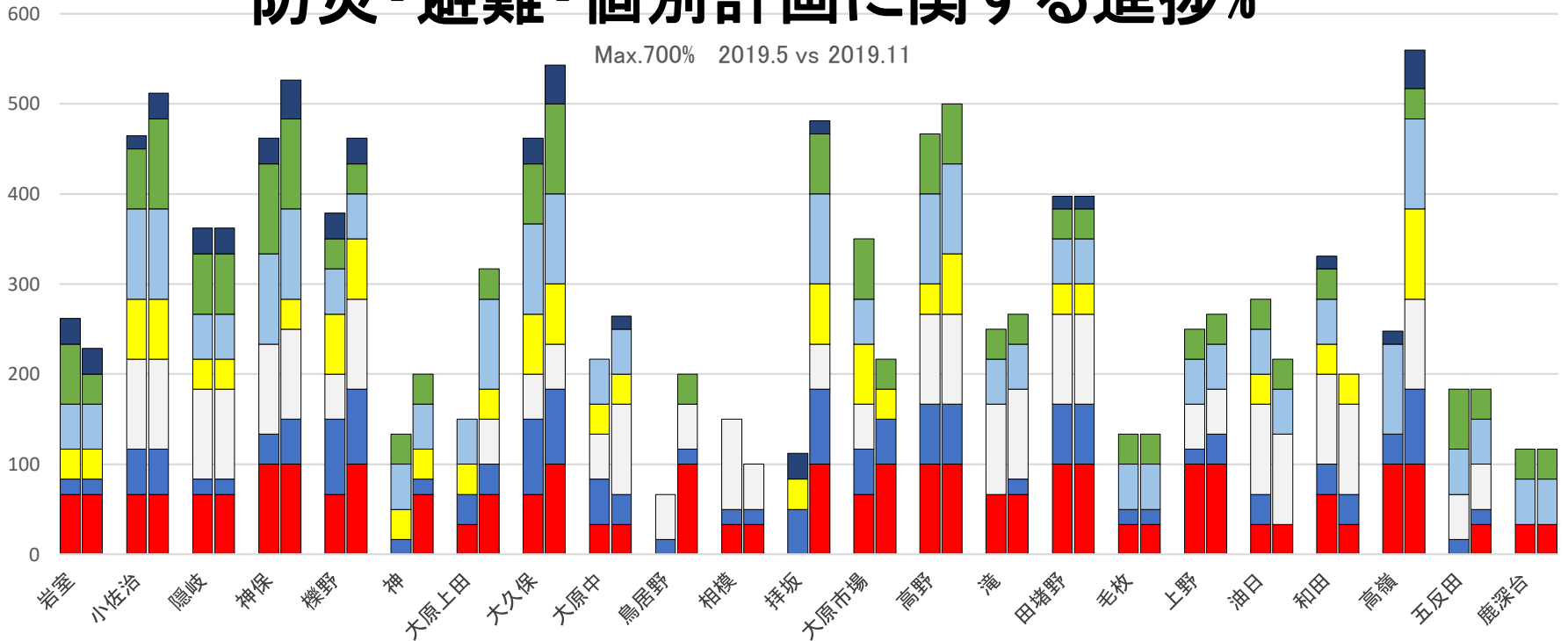
- ✓ 避難体制 3項目
- ✓ 防災訓練 6項目
- ✓ 安否確認 2項目
- ✓ 命のバトン 3項目
- ✓ 情報伝達 2項目
- ✓ 避難弱者 3項目
- ✓ 個別計画 7項目



各項目の現状から1年後の達成目標を目指しPDCAを回し、継続的な改善活動をする。

# 防災・避難・個別計画に関する進捗%

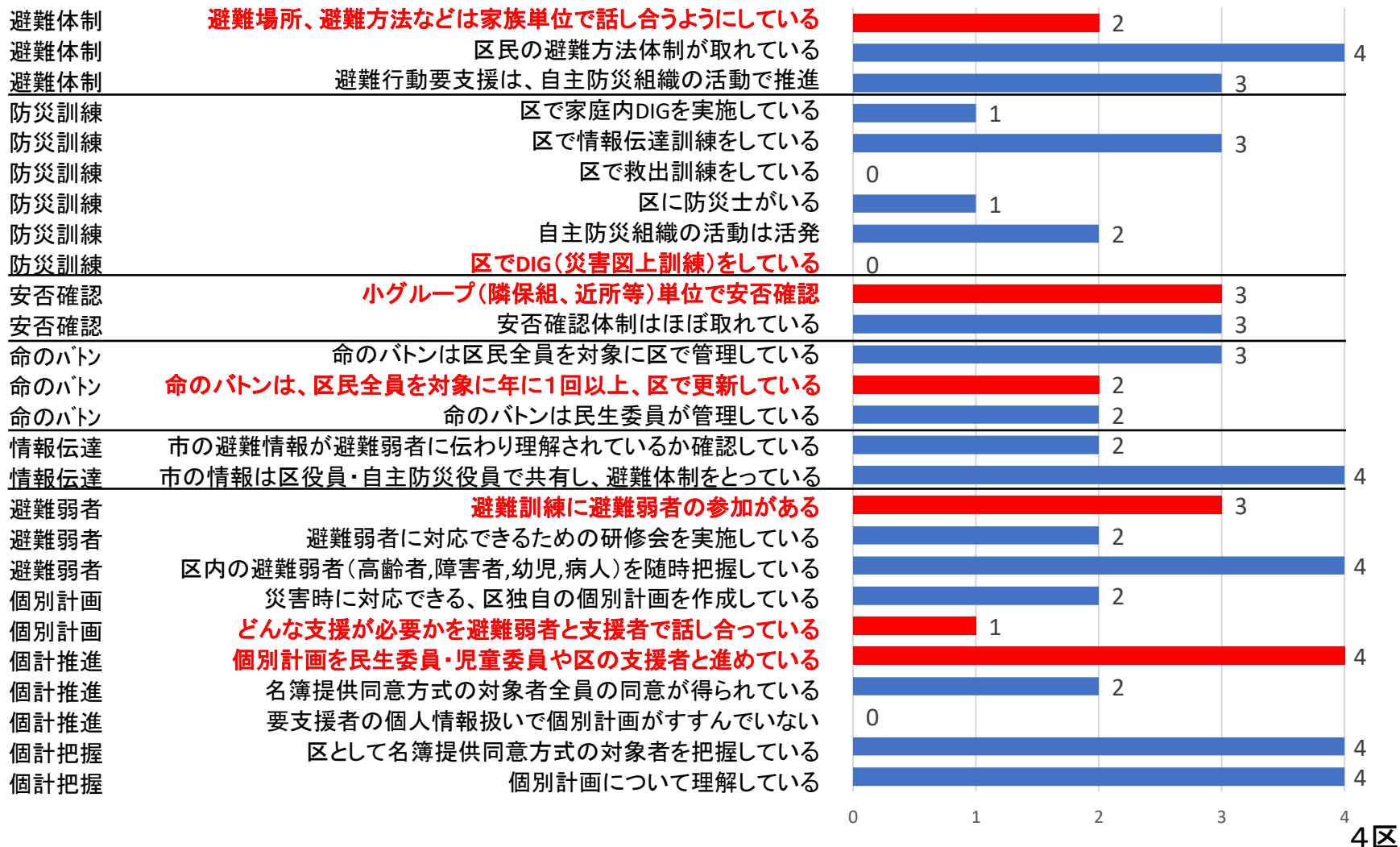
Max.700% 2019.5 vs 2019.11



避難体制	避難場所、避難方法などは家族単位で話し合うようになっている	命のバトン	命のバトンは民生委員が管理している
避難体制	区民の避難方法体制が取れている	情報伝達	市の避難情報が避難弱者に伝わり理解されているか確認している
避難体制	避難行動要支援は、自主防災組織の活動で推進	情報伝達	市の情報は区役員・自主防災役員で共有し、避難体制をとっている
防災訓練	区で家庭内DIGを実施している	避難弱者	避難訓練に避難弱者の参加がある
防災訓練	区で情報伝達訓練をしている	避難弱者	避難弱者に対応できるための研修会を実施している
防災訓練	区で救出訓練をしている	避難弱者	区内の避難弱者(高齢者、障害者、幼児、病人)を随時把握している
防災訓練	区に防災士がいる	個別計画	災害時に対応できる、区独自の個別計画を作成している
防災訓練	自主防災組織の活動は活発	個別計画	どんな支援が必要かを避難弱者と支援者で話し合っている
防災訓練	区でDIG(災害図上訓練)をしている	個計推進	個別計画を民生委員・児童委員や区の支援者と進めている
安否確認	小グループ(隣保組、近所等)単位で安否確認	個計推進	名簿提供同意方式の対象者全員の同意が得られている
安否確認	安否確認体制はほぼ取れている	個計推進	要支援者の個人情報扱いで個別計画がすすんでいない
命のバトン	命のバトンは区民全員を対象に区で管理している	個計把握	区として名簿提供同意方式の対象者を把握している
命のバトン	命のバトンは、区民全員を対象に年に1回以上区で更新している	個計把握	個別計画について理解している(区民)

# 佐山学区内防災・避難活動の現状 (区数)

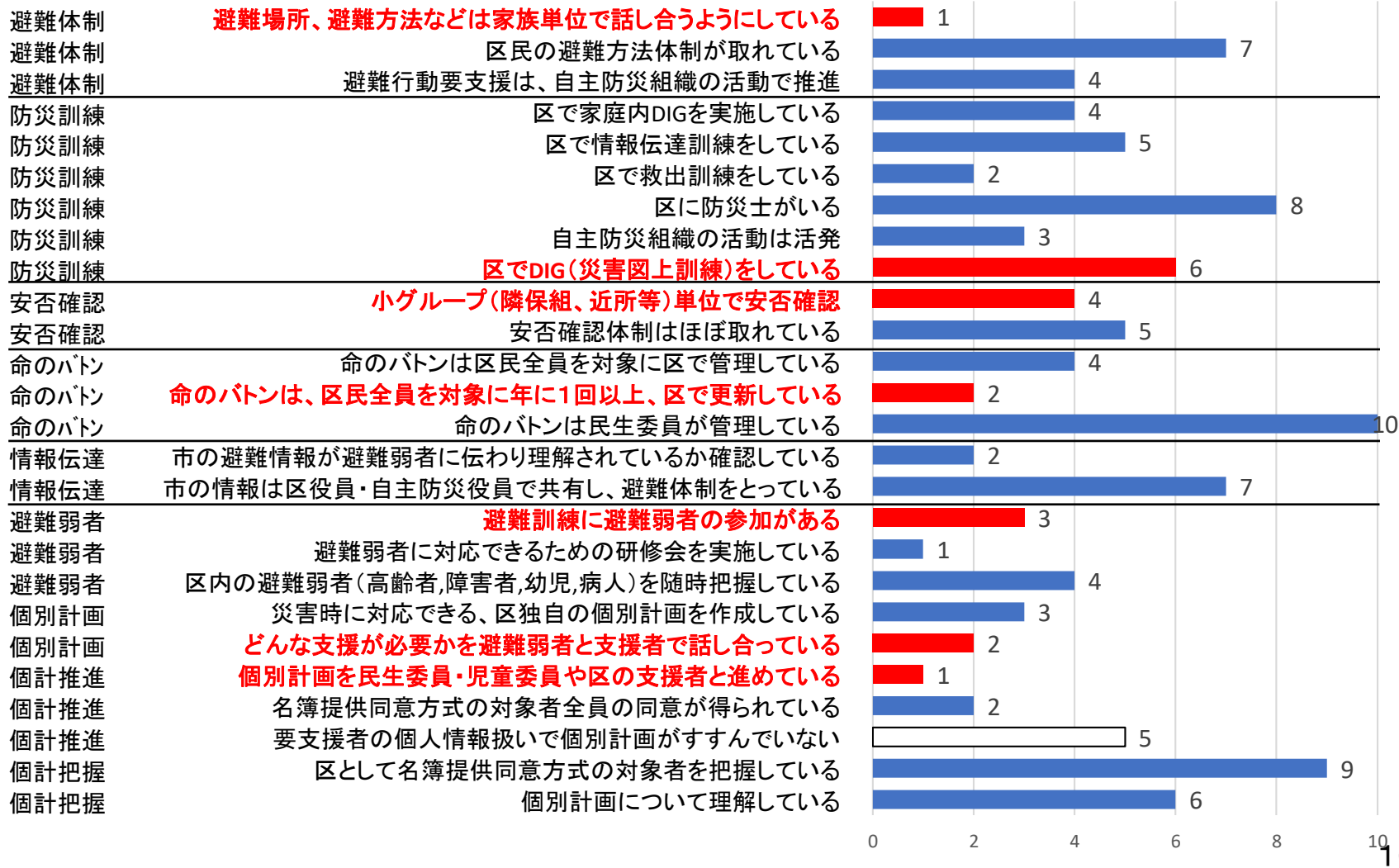
区長・民生委員児童委員による現状把握 2019.5.21



4区

# 大原学区内防災・避難活動の現状 (区数)

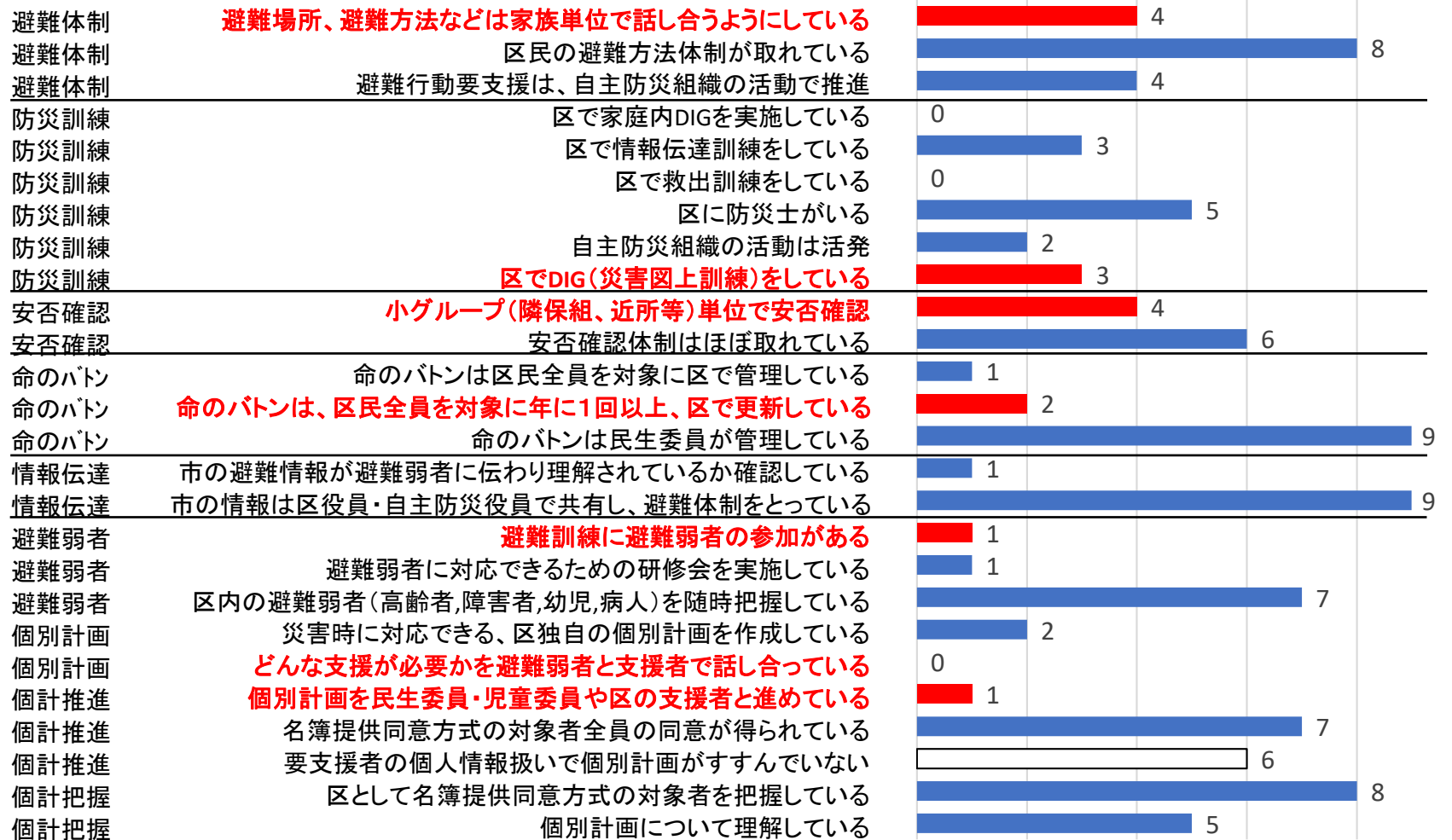
区長・民生委員児童委員による現状把握 2019.5.21





# 油日学区内防災・避難活動の現状(区数)

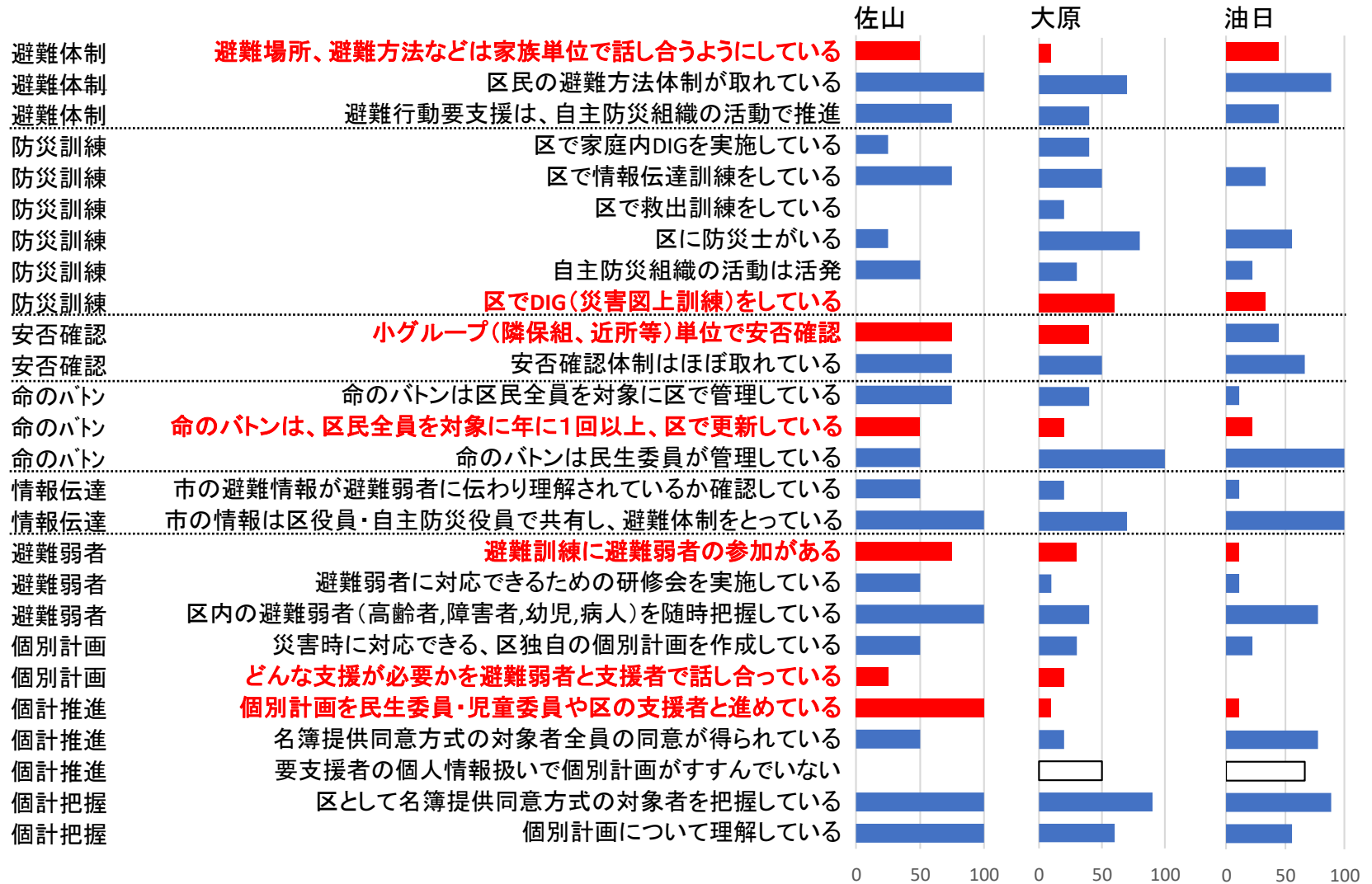
区長・民生委員児童委員による現状把握 2019.5.21



9区

# 甲賀町防災・避難活動の現状 (実施区の割合%)

区長・民生委員児童委員による現状把握 2019.5.21



# 自助 家族で防災 点検⇒改善

## 自宅の備え

- 飲料水や食料は最低8日分(できる限り1週間分)を備蓄している。  
(飲料水やレトルト食品、インスタント食品、缶詰は多めに買い置きし、利用しながら補充していけば安心  
＝ローリングストック)
- 玄関や部屋の出入り口付近に倒れやすいものや避難のさまたげになるものは置いていない。
- 家具やテレビなど大型家電製品は転倒防止器具をつけている。
- タンス等は下から重いものを入れて倒れにくくしている。
- 棚や家具の上に物は置いていない。置いている場合は固定している。
- ガスコンロやストーブの近くに燃えやすいものは置いていない。
- 食器棚の扉が開かないように飛び出し防止器具をつけている。
- 窓や家具のガラスに飛散防止フィルムをはっている。
- 消火器が置いてある場所を知っている。使い方を知っている。
- 電気ブレーカーの場所を知っている
- 消費・賞味期限や使用期限を定期的にチェックしている。

# 自助 家族で防災

点検⇒改善

## 家族の備え

- 非常時に家族が連絡し合える方法を決めている。
- 災害伝言ダイヤル171の使い方を知っている。
- 緊急避難場所・避難所の場所を知っている。
- 備薬品や生活用品、貴重品の持ち出しリストを準備している。
- ケガをした時の応急処置方法を知っている。
- 自家用車の燃料は半分以下にしないよう給油している。
- 手助けが必要な家族がいる場合、避難行動要支援者名簿に登録している。